

第五十五回国会 文教委員会 議 録 第十九号

昭和四十二年七月五日(水曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。
文化財保護に関する小委員

久保田藤磨君 河野 洋平君
竹下 登君 中村庸一郎君
三ツ林弥太郎君 八木 徹雄君
小林 信一君 斎藤 正男君
長谷川正三君 鈴木 一君
山田 太郎君 中村庸一郎君
文化財保護に関する小委員長

昭和四十二年七月五日(水曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 久保田藤磨君

理事 中村庸一郎君

理事 八木 徹雄君

理事 長谷川正三君

理事 稲葉 修君

理事 久野 忠治君

理事 葉梨 信行君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 斎藤 正男君

理事 山崎 始男君

理事 有島 重武君

出席國務大臣

文部 大臣 鋼木 亨弘君

出席政府委員

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部省大学学術局長 天城 勲君

委員外の出席者

参 考 人 (東京教育大学 教授) 朝永振一郎君

第一類第六号

文教委員会議録第十九号

昭和四十二年七月五日

参 考 人 江上不二夫君
(東京大学教授)
参 考 人 野村 平爾君
(早稲田大学教授)
参 考 人 田中 彰君
専 門 員

七月四日
委員河野洋平君、竹下登君及び吉田賢一君辞任につき、その補欠として大石武一君、佐藤文生君及び吉田泰造君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員大石武一君、佐藤文生君及び吉田泰造君辞任につき、その補欠として河野洋平君、竹下登君及び吉田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

七月四日
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)(予)
同月三日
各種学校制度確立に関する請願(池田清志君紹介)(第二二四二号)
義務教育における毛筆習字必修に関する請願(池田清志君紹介)(第二二四三号)
同(金子岩三君紹介)(第二二四四号)
同外二十三件(登坂重次郎君紹介)(第二二四五号)

同(三池信君紹介)(第二二二七号)
同(石田博英君紹介)(第二二三八号)
同(石田博英君紹介)(第二二三八号)
スポーツ施設の整備及び開放に関する請願(福永健司君紹介)(第二二七五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長選任の件
連合審査会開会に関する件
日本学術振興会法案(内閣提出第九〇号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の日本学術振興会法案を議題とし、審査を進めます。

本日は、参考人として東京教育大学教授、日本学術会議会長朝永振一郎君、東京大学教授、日本学術会議副会長江上不二夫君、早稲田大学教授、日本学術会議第二部長野村平爾君、以上三名の方に御出席を願っております。

この際、委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々には、御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。何とぞ本案について忌憚のない御意見を述べくださるようお願いいたします。

なお、議事の都合上、まず御意見をお一人約十五分程度で順次お述べをいただき、その後、委員からの質疑にお答えをお願いしたいと思います。ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、順次御意見をお述べいただきます。まず、朝永参考人にお願いたします。

○朝永参考人 私、ただいま委員長から御紹介をいただきました朝永でございます。

きょうは、この学術振興会法案についての御審議に、参考人として忌憚のない意見を述べてほしいという委員長のお話でございます。実は御承知

かと思いますが、学術会議は先般政府に対して申し入れをいたしました。この特殊法人学術振興会に關して学術會議として要望を述べたのでございます。そういうことはもうすでに皆さん御承知かと思いますが、おそろくきょうは、その説明を聞くという趣旨で私どもをお呼びいただいたのだと思っております。

学術會議は、政府にいろいろ勧告をしたり、申し入れをしたり、要望したりいたす権限を持っておりますけれども、国会に対してはそういう権限は持っておりません。しかし、この重要な問題についてここで忌憚のない意見を述べる機会を設けていただきましたことは、私どもにとつてたいへんありがたいことでございます。その点、委員長はじめ皆さん方にお礼を申し上げたいと存じます。

きょう、ここに三人参りましたけれども、私がまず一般的な、ある意味で歴史的なサーベーターをいたしたいと思うのでございます。と申しますのは、先般政府に要望いたしましたことの背後にはいろいろと歴史的な背景がございますので、それを御説明申し上げて参考に供したいと思っております。それから江上参考人からは、学術會議が、学術振興会にやつてほしい事業、あるいはやるときに注意してほしい事柄をまとめてかつて文部省に要望したことがございます。その内容を説明してもらふことにいたしました。それから法案の審議でございますので、勢い法律的な観点からいろいろものを考えていく必要がございますので、そういう点につきましては野村参考人からお話しただく、そういうやり方で運ばせていただきたいと思います。

それから、時間を節約するために、皆さま方に資料をお配りすることを委員長にお願いいたしました。御了承を得たようでございまして、すでに

皆さま方の手元に資料が配付されておると存じます。「日本学術会議関係資料」という表題のものでございます。この資料の説明も兼ねながら私のお話を進めたいと思います。

まず、先般政府に申し入れたのはどうか、これはすでに御承知かと思うのでありますが、この資料の一四ページにございます。「佐藤榮作殿、日本学術会議会長朝永振一郎」という申し入れをいたしました。それをちょっと読んでみますと、「今国会に提案された日本学術振興会法案に、日本学術会議との関係について何等の規定をみないことは、まことに遺憾である。わが国学術の振興発展をはかることを任務とする本会議は、従来の経過と新しく設立しようとする振興会の目的、性格にかんがみ、同会と密接な関連をもつことは当然であると考え。政府はこの点についての措置に遺憾のないよう取り計らわれることを第四十八回総会の議に基づき、強く要望する。こういう趣旨のものでございます。

この申し入れの御説明は後にまた戻るといたしまして、ここで振興会と密接な関係を持つことは当然であると考え、という点でございます。これは、この特殊法人日本学術振興会の前身と申しますか、いまあるものは財団法人日本学術振興会でございますが、これと学術会議との関係をこの特殊法人がそのまま引き継いで、事業を行なっていくというのを私は期待しているわけでございますので、いまの財団法人日本学術振興会と日本学術会議との関係がどういうことであつたかということから御説明いたしたいと思ひます。

この日本学術振興会というのは戦前からあつた組織でございますが、戦後の日本学術振興会と学術会議とは非常に密接な関係を築いたときから持っていたのでございます。それで、昭和二十三年に学術体制刷新委員会というのがございまして、そこで新しい学術体制の立案について文部大臣に報告しております。それが資料の二ページに

ら文部大臣森戸辰男氏にあてての報告でございますが、二ページの下のほうにございまして、戦前に、日本学士院と学術研究協議と日本学術振興会、この三つのものが、日本の学術体制の上で非常に重要な機関として存在してまいりました。これが終戦後、いろいろ体制を刷新するということで、刷新委員会というところでこれをどうするかという

ことを検討いたしました。その結果、研究協議と日本学士院というものを多少形態を変えまして、日本学術会議と戦後の日本学士院にする。そして、日本学術会議の中に含まれるという結論を出したのであります。学術振興会につきましては、やはり私的な性格を持つ学術奨励団体として残しておく。そして、日本学術会議がその任務を遂行するにあたって、私的団体において行なわせることを適当とする事業は、振興会に担当させるというふうな考え方をしているわけでございます。それから、振興会の機構、役員等は、そういう目的に合うよう改組すること。この報告を受けまして、学術研究協議が廃止されまして、日本学術会議にその機能の一部、それから学士院の持つておりました戦前の機能の一部、これを学術会議が引き継ぐ、そして学術会議の外郭団体のような意味で学術振興会を存置する、そういうことになったわけでございます。

それで学術会議がいよいよでき上がったわけでございますが、戦前の振興会はたぐさんの委員会を持つておりまして、総合研究あるいは共同研究というふうなものを、そこで政府の予算をもらひまして実施していたというふうなわけでございますが、これらの委員会を学術会議において継承してほしいというふうな希望を振興会が表明してまいりました。それが資料の二〇ページにござい

ます。それからまた、この資料の二二ページに、やはりそういうことを兼重学術体制刷新委員会の委員長が学術会議の総会に来て述べておられるわけでございます。そういうわけで学術会議の中に、それではどういふ仕事を学術振興会にやらせるか、外郭団体としてやってもらうかということ

を検討する委員会ができたわけでございます。そういうわけで、この財団法人学術振興会、設立の当初から学術会議と非常に密接な関係を持ちつつ生まれてきたわけでございます。

その後、学術会議の委員会におきましていろいろ検討いたしました。そして、ある程度の結論がだんだんに煮詰まってきたので、この資料の五ページにありまして、これが昭和二十六年でございまして、学術会議から吉田茂総理にあてて、振興会にこういう仕事をやらせようという報告をしているわけでございます。そこに幾つか書いてござい

ます。これはお読みいただければよろしいのでございますが、財政的に政府が学術振興会を――やはり当時民間の研究機関が財政的に非常に困難を感じておりましたので、政府がこれを財政的に補助するということがございまして、学術会議が、こういう研究機関に補助するのはいかというふうなことを審査する役をしておりまして、学術振興会についても、これ自身研究機関ではないけれども、研究を援助する機関であるという意味で多少拡張解釈いたしました。やはりその補助金を政府が出すようにという

ようなことを政府に申し入れていたわけでございます。それで、当時非常に財政困難で、いろいろ学術振興会がやっていた仕事を学術会議で引き取ってくだないかということさえ言ってきたわけでございますが、こういう方針で、やはり学術会議自身が研究を行なうことはできないにしても、科学研究費を学術振興会の総合研究委員会のようものが得られるように、それから学術振興会自身も政府の財政的な援助を得られるように、そういうふうなことを学術会議としてやった、そういうことがござい

ました。それからさらに、流動研究員あるいは奨励研究員という制度を学術振興会が昭和三十四年からやっておりますが、これも学術会議が政府に勧告をした事業の一つがございまして、この資料の九ページに第一、第二、第三、第四と幾つか並べてござい

ますが、その中で第三のところは、「流動研究員制度を導入すべきである。」というのがございまして、これが学術振興会の重要な事業として三十四年から行なわれることになりました。それから昭和三十七、八年ごろになりました、文部省のほうで学術振興会をさらに整備拡充するという考え方が出てまいりました。そのときに、特殊法人というふうな考えも文部省は出してござい

ますが、それを受けまして、資料の一二ページにございまして、ここに六つのが書いてございまして、こういう条件を満たすように拡充をしてほしいということを言っておるわけでございます。この内容につきましては、先ほど申し上げましたように、あとで江上参考人から説明をしてもらうことにいたします。

それで、こういうふうにして今日に至つたわけでございますが、寄付行為等におきまして、先ほど申しましたように、こういうふうな関係にふさわしいような寄付行為をつくれというわけでございますが、刷新委員会のほうから出ているわけでございます。つまり資料の三ページにございまして「機構、役員等は、右の目的に適合するように改組すること。」となつておりますが、それで、その結果、戦後の寄付行為が――この資料の二三ページを

て、その会長は日本学術会議の会長が兼ねるといふ形をとっております。それから、「理事は日本学術会議において推薦したものの八名以上十名以内」といふふうになっております。これは二四ページにございます。こういう寄付行為に変わりましたが、その後、またさらに二六ページにございまして、寄付行為に改正されて、これが、ごらんいただきますとわかりますように、理事は、学術会議会長が入ることになっております。

それから評議員は、「日本学術会議会長および同会議から推薦された者九人以内」といふふうになっております。

この寄付行為で現在に至っているわけでございますが、こういうふうな、その構成等においても、寄付行為において学術会議と特殊の関係にあるということがはっきりと規定されているわけでございます。こういう性格を、私も、新しくできます特殊法人学術振興会においても引き継いでいただきたいというふうに希望していただいております。

そこで、この資料の一四ページにございます申し入れに戻ってまいるのでございますが、私も、この振興会が特殊法人になるという考えを文部省が持っておられるというのを聞きまして、一昨年の夏ごろから、いろいろ学術会議としてこういうふうなものにしてほしいということを文部省側に、これは事務レベルでございまして、文部省側は、これは事務レベルでございまして、ところがこの法案を拝見しますと、立法技術の問題、いろいろあるかと思ひます。学術会議とのこういう特殊な関係というものがどこにも出ていないというところを知りまして、これはたいへん遺憾に思つたのでございます。そこで「まことに遺憾である」といふふうに言っているわけでございします。それで、いま申しましたように、歴史的な経過をたどりましても、またこの法人のつくられます趣旨からいしましても、密接な関係を持つ必要があるというふうに学術会議は考えているわけで

ございます。この点についての措置に遺憾のないよう取り計らつてほしいと言っているわけでございます。この措置ということでございますが、学術会議といたしましては、この措置の中に法律的な措置、つまり法律の中に学術会議と特殊な関係を持つということが何らかの形であらわれるような、そういう法律的な措置も含めまして政府に要望したわけでございます。

だいたい時間をとりましたので、一応次の参考人にこの辺でバトンを渡しまして、もしあとでまた御質問等があればお答えしたいと思ひます。要するに、政府に申し入れたこのわれわれの気持ちと、それからそういう申し入れに至りましたいろいろな歴史的な背景を御参考までに申し上げましたので、どうかわれわれの意のあるところをくんでこれからの審議を進めていただきたいと思ひわけでございます。

○床次委員長 次に、江上参考人にお願いいたします。

○江上参考人 私、東京大学の江上でございます。先ほども朝永さんからお話がございましたように、私は科学者の一人といたしまして、おもに学術振興会の事業、ことに日本学術会議が政府に勧告いたしました現在の日本学術振興会が取り上げられる事業の内容、それを学術会議の立場から、学者の立場から、どういう意味があるかと考へているか、あるいはまた、その運営あるいはその今後の発展についてどういふ希望を持っているのかという点について、簡単に申し上げたいと思ひます。

私どもは、日本の科学が健全に発達するため、従来日本学術振興会が、日本学術会議の政府への勧告などに基きまして実施してこられましたこと、それがその趣旨に沿つて拡充されることを望んでおります。また、日本学術振興会のその他の事業につきましても、それが科学者の自主性を尊重して行なわれ、文化の向上、国民の福祉に寄与するものとして発展するものであるならば、それが拡充されることをやはり望んでおります。

学術会議から勧告したものを主とし、その他の重要なものを含めて二、三の例をあげながら、私どもの考え方を伝えたいと存じます。

まず、国際共同研究と国際交流ということが、学術振興会でやっております事業の重要なものでございます。国際共同研究、国際交流がますます必要であることは、いまさら申すまでもありません。国際共同研究といたしましては、日米科学協力事業と国際共同研究事業などがございします。科学に關するものとしてはこの二つがございします。

いまそれについての希望を述べます前に、日本学術会議が国際共同研究あるいは国際交流のあり方につきましても、かねがね五つの原則というものを発表しております。私も、日本学術振興会がされるそういうものが、そういう原則に沿つていふようにいままでも努力してまいりましたし、またこれからもそうでなければならぬと存じております。それは、第一は、科学の国際協力は平和への貢献を目的とすること。それから第二に、科学の国際協力は全世界的であるべきこと、特定の国とだけ交流することによつて全世界との交流が妨げられるようなことにはならないということでございます。それから、科学の国際協力に際しては自主性を重んずべきこと。それから第四番目に、科学の国際協力は科学者の間で対等に行なわれるべきこと。第五番目に、科学の国際協力の成果は公開されるべきこと。これが学術会議が科学の国際協力、科学の国際交流などの実施にあつた前提としての姿勢と申しますか、考え方でございします。私も、学術振興会の国際共同研究、国際交流がこの原則によつて行なわれ、発展することを期待しております。この趣旨に沿つての日米の共同研究はもとより必要であります。が、現在の日米の科学協力事業のあり方は改めらるべきことが多々あると存じますので、今後こういう線に沿つても日本学術振興会が承認になるという機会がありましたならば、さらにその機会にこの線に沿つて改めらるべきものであると考へます。

国際協力、国際共同研究に私も感じますことは、特に米国外の諸国との共同研究が、日米のそれに比してあまりに微々たるものであるということでありまして、この点を学術会議はかねがね感じまして、日米以外の国際協力を促進するといふことを提唱してまいりまして、それで現在、幾らか学術振興会でそれが実施されるというふうな形になっております。御承知のように、日本学術会議は日本の科学者の代表機関でありまして、したがつて、それぞれの専門の日本の多くの各学会と密接に連絡しております。学術会議の中には、それぞれの専門に対応する物理学の研究連絡会とか、化学の研究連絡会とか、それぞれの研究連絡会がありまして、それがおもな日本の学会と密接に連絡しております。そういうような組織になつておりますので、たとえば国際共同研究にどういふものをすべきであるかというようなことにつきましても、日本の学者の希望されることが、そういう連絡の道を通して学術会議に反映いたしますわけでございします。それを学術会議で集めまして、そして、こういう国際共同研究をするのが適當であらうというふうなリストを出すことがございます。そしてその学術会議の考えますところでは、そういうリストに基づきまして——實際財政その他いろいろな事情で、全部を実施するといふことはもちろんむずかしいこととございします。それから、そこに学者の意見を反映して、たとえば学術会議から推薦したような委員というもののによつて構成された委員会、どういふ国際共同研究を取り上げべきであるかというところを、学術振興会でやれるようになることが望ましいと思ひます。現在まで必ずしも十分にそういうことが行なわれておりません。また、ことに日米協力はそういう形になつておりませんので、従来の事情もあつて直ちにそういうふうな持つていくということもいろいろ困難ではございまして、理想といたしましては、日米協力を特別扱いしないで、世界のあらゆる国との交流ということを考え、しかもその国際協力事業の選考ということには、学

術会議から推薦した委員というようなものから構成されている委員会というようなものをつくって、そこでどのような国際共同研究をすべきであるかというようなことを、十分討議をしてやってみようというふうな形に持っていくのが望ましいのではないかと考えております。

次に、科学者の国際交流であります。実情は交流でなくて直流だということ、私も、私も日本におきまして、また、海外に私も参りましたときにも、日本はどうして外国の学者を呼んでくれないのかということをしるばる言われるわけでありました。その直流も、日本から科学者を日本の費用で派遣するというのはきわめて微々たるものであります。大部分は外国の費用で日本の学者が呼ばれておるといふのが圧倒的に多い、直流というものが実情であると言つても過言でないと思ひます。世界的に科学者の交流がますます盛んになりつとあるときに、学術振興会の外国人流動研究員、外国の学者が日本に学術振興会の費用で呼ばれて日本で研究をし、あるいは共同研究をし、あるいは講義などもするといったような、学術振興会の外国人流動研究員は日本の学問の進歩に大きく寄与してはおりますけれども、昭和三十八年以来ほとんど伸びておりません。外国人流動研究員、奨励研究員制の性格にかんがみまして、格段にそれが拡充されなければならぬと思ひます。こういう外国人流動研究員制の拡充というところにおきまして、やはりそれは世界のあらゆる国との交流であり、また、その人選などについても十分学術会議と連絡して、適当な組織によつて人選されるという形にならなければならぬと存じております。

いうことで、残つてその課程を研究する、あるいはさらにそれと関連ある適当な研究機関で勉強する。それは、本人が、さらに将来の日本の科学の発展に大きな寄与をするようになりつた研究者になるというところのためであるとともに、また、その重要な研究自身がその奨励研究生の機関において完成される、そういう非常に重要な意義を持つものであります。また、流動研究員の方は、すでに研究者として活動しておられる方々が、あるいは専門の違つた方が協力することによつて大きな成果をあげられる、あるいは地方の、必ずしも十分な設備のないところの研究機関あるいは大学の研究機関におられる研究者が、大きな研究機関に行つて、自分の日ごろ考えていることをその大きな研究機関の研究者と協力して完成することが出来る。そういうことは、すでに研究者として活動しておられる方々の、いわゆる研究者としての能力をさらに格段に発展させるとともに、大きな学問的な成果をあげるものであります。そういうものが日本の学問に非常に大きな意義を持つておるのであります。これももともと日本学術会議の勧告に基づいてつくられたものでありますけれども、最近ほとんど——むしろ昭和三十六年以來と言つていいほど、その費用も増加しております。その規模が非常に大きく、日本の学問の要望が多いにもかかわらず、増加しております。そういうのは二、三の例にすぎませんけれども、私も、私は、学術振興会のこれらの事業が、日本の学問の進展に對処して大きく拡充することを望んでおります。

それにつきましても、これらの事業が日本学術会議と事項ごとによく連絡して、その実施の方法を考究し、科学者の自主性を尊重することを望まないではおられません。日本学術振興会が発足するにあたりまして、その点が明確にされることを希望するわけでありまして、現に説明されております法案であります、その点が非常に明確でない。私も非常に期待しておるこれらの事業が、ほんとうに私も安心してできるような体制において取り上げられるのか、それに疑問を感じる。私どもが安心してこういう学問の発展のりつぱな意味を持つていける仕事ができるような法律、あるいは運営が行なわれることを希望しているわけではあります。

○床次委員長 次に、野村参考人をお願いいたします。

○野村参考人 学術会議第二部長の野村です。今度の法案につきまして、多少私どもの意見を申し上げておきたいと思つております。先ほど朝永学術会議会長のお話の中にありましたように、第一点としましては、学術振興会と学術会議との関係というものが、非常に沿革的にも歴史的にも密接な関連があるということの御説明があったわけではあります。そのとおりでございます。現在、そういうような形で財団法人である学術振興会の中には、理事として、実は私も三人のほかにまだ理事が入つております、評議員としても、現在会長を交えて十名の評議員がおられるわけでございます。

今度の法案を見ますと、一体学術会議と新しくできます特殊法人との間にどういふような連関をつくれるのかということについて、法律上の基礎になる規定が欠けておられるわけでございます。その点を、先ほどから会長も、また江上副会長も御心配になつて、そうしてその点が遺憾である、こういうふうにおっしゃるわけでありまして、ただ、この点についてもう少し会長の御説明をふえんしておきたいと思つております。学術会議の総会におきまして、この政府に対して学術振興会法に關する申し入れを行ないました過程で論議されたこととございまして、ここには措置を要求するといふ、そういうことばを使つておられるわけでございます。会長が申し上げましたように、この措置というのは立法的措置も含むんだ、こういうふうなことになるわけでありまして、ところが、今日の総会のおきまして、この点におきまして法律家である人たちは、やはり法案の中に立法的な基礎を持つてほうがよろしいんだ、こういう考え方をもちましてこの修正案を出したわけでございます。その修正案は、法案の中に学術会議と密接な連関を保つという趣旨の規定を入れてもらつて、こういう形でもって提案をすべきだといふ考え方であつた。ところが、法律家以外の人たちは、措置といへば非常に幅が広がるんだ、だからそのほうがいいんじゃないかといふ、そういう考え方をお持ちになつたようでございます。そこで措置といふ一般的な用語を使つたわけでございます。ところが、そのときに、その措置といふものが、単に行政的措置といふふうな考えられは困るのではないかと考へ方がある。そこで、今日の会議におきまして質問が出まして、その措置といふものの中には立法的措置、行政的措置、ともに含むのかといふ、こういう発言があつたと思ひます。それに対して答へは、立法的措置は当然含むのだ、こういうふうな答へがあつたわけでございます。そこで学術会議としては、一番望んだことは、この法案の中に学術会議と密接な連絡がとれるような条項を加えてほしいというのが、率直に言つた意見であつたわけでありまして、その法的な基礎のもとに行政的な措置が講ぜられることが、この学術振興会と日本学術会議との関係を將來ともに密接にしていく、そのやるところの事業そのものに対して、私もやめましても、次々と出てまいります第一線の学者たちの総意といふものを代表する考へ方が反映浸透することが望ましい、こういうふうな考へ方を持つておつたわけでございます。もちろん、そういうことにつきましては、法律的措施としては特殊法人にはそういう例がないんだといふようなことを岡野審議官が学術会議などで申し立てられました。しかし、これは全く例のないことではございません。私は行政法学者ではありませぬので、あまりこまかいことは存じませんが、たとえば私が気がついたものを一つあげておきますと、日本科学技術情報センター法という昭和三十三年四月三十日法八十四号で出ている法律がございまして、これに基づいて科学技術情報センターができたわけでございますが、こ

れの第二十四条を見ますと、「情報センターは、その業務を行うに際しては、できる限り、国立国会図書館その他の関係機関の文献及び資料の利用を図るほか、関係機関と緊密に協力しなければならぬ。」というような法条が二十四条にございます。その関係機関という意味がどういう意味であるかというところは必ずしも明確ではありませんけれども、さまざまな行政機関も含んだそういうものであるか、私は考えます。そうすると、日本学術会議とそれから新しくできようとしている特殊法人学術振興会法とのこの種の規定を挿入することは、必ずしも前例がないわけではないんだということをひとつ考えていただきたいと存じます。その理由と申しましては、一つは、特に会長の述べられましたような沿革上、歴史上の事由に照らしてそういうことが言えるのではないかと、必要なのではないか、こういうことがあります。それから、学術会議そのものは、実は学術会議法の規定にもありますように、その前文の規定には「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎である」という確信に立つて、科学者の総意の下に、我が国の平和復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」と書いてあります。第二條には「日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映透させることを目的とする。」というふうな規定がございます。また、三條には「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。」として、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。」第二として「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。」というふうな趣旨の規定がございます。もちろん第四條、第五條にはもう少し具体的な、そういうものに対する政府の諮問に應ずるか、あるいはこちらから政府に勧告をするとか、そういうような事柄が規定してありますけれども、本来の趣旨はただいま申しましたようなところにあるわけでございます。

す。ですから、その趣旨から考えても、日本学術会議と、それから新しくできようとしている振興会とは、内容的にも緊密な連絡がなければならぬという目的は達せられないのではないかと、こういうふうな考え方を実は持っているわけでございます。先ほど科学技術情報センターのことを申し上げましたが、なぜこういう法案の中にいまだのような規定が入ったかというところ、ほかの特殊法人とは幾らかこれは趣を異にしておりまして、科学技術の情報センターというふうなものは、やはりそういうようなことを取り扱っているいろいろな学術機関と緊密な連絡をとっていかねば目的は達せられない、こういうところにあるかと思ひます。私も従来の経緯にかんがみまして、学術会議と、それからこの学術振興会とは、もちろん細部においての具体的な研究はともかくとして、その方針というふうなものを實現する手がかりとしては、やはりある程度の密接な、緊密な関係を持つ必要がある、そういうことをしなければ、学術振興会というものがもしかりに将来重要な地位を占めてきた場合に、一体学術会議はどういうような地位に置かれるのかということを実は心配しているわけでございます。

法律的に申しますと、ただ憲法八十九條に、この公の金とか、そういうようなものはやたらと出してはならないという規定があるわけでございます。それから、そういう規定に基づいて制約が憲法の上で加わっているわけでございます。一般的な特殊法人に関する一般法というものは別にないわけでございますから、各目的に応じてその特殊法人をつくる場合の法律というものは、それ独特におつくりになってかまわないのではないかと私は考えるのでございます。法律に禁止規定のない以上、それが一番効率的に能力を発揮し得るようになつて、そういう組織というものをひとつおつくりになるということであれば私は非常にけっこうであらう、こういうふうな考えております。こまかなこともまだございます。ただ、先ほどのことについて若干追加しておきたいのは、修正案が否決されたということは、普通の人の考え方としては一般的に措置と言ったほうが非常に幅が広いんだ、こういう考え方であるわけなんです。たゞ、法律家のほうから専門的に見ますと、やはりそういうものには法的基礎というものが必要なんだ。ところが、どうも法的基礎が必要がなく、そういうことをどうも御理解いただけなかったのか、つまり立法的措置、行政的措置と言ふから広く受ける方があつたわけではございませんか、そういう受け取り方があつたわけではございませんか。ですから、政府に申し入れをいたしました措置ということの中には、学術会議会員の意向としては非常に幅の広い措置、それを御要求申し上げておつたのだ、こういうことをこの際申し上げておきたいと存じます。

ものを端的にいつも反映して運営されなければならないという点については常に強い御関心をお持ちになつておつた、こういうふうな何つたわけでありまして、本法案の立案過程につきまして、いまだのお話を聞いておりますと、なお本法案が実際にできたとすると、学術会議はこれでけっこうなんだというふうな全面的に御了解をなさつておると強い要望をなおお持ちになつておる、こういうふうな受け取り方があつたわけではございませんか、そういうふうな受け取り方があつたわけではございませんか。どなたからでもけっこうでございますが、会長さんから……

○朝永参考人 これは、私どもの申し入れを……

○床次委員長 以上で参考人の御意見の開陳は終りました。

○床次委員長 次に、参考人に対する質疑の通告がありますので、これを許します。長谷川正三君。○長谷川(正)委員 日本学術振興会法案の審議にあたりまして、本法案が今後の日本の学術振興としまして重要な影響を持つ法案でありますとき、学術界の最高の權威であられます朝永先生、江上先生、野村先生御三方の貴重な、しかも率直な御意見を聞かせていただきまして、私は、心から感謝いたしておるのであります。なお二、三の点につきまして御質問を申し上げます。

○長谷川(正)委員 わかりました。明確にいま朝永先生の御答弁がございまして、ありがとうございます。そこで、日本学術会議というのは、日本における学術研究に関する一番權威のある、かつ、民主的な組織であると思うのでございますが、この学術会議法を拝見いたしますと、先ほど野村参考人が条文をあげていろいろ御説明をくださつておりました。その中の第四條に、「政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができ……」というところで、四項ほどのものがあつておりますが、私は、本法案につきましては、学術振興上非常に重要な問題でありますから、当然正式にこの諮問があつてしかるべきではなかったかと思ひますが、政府のほうから正式にこの法案に關しまして諮問がございましたかどうか、お尋ねいたします。

○朝永参考人 これは、私どもの申し入れを……

○朝永参考人 事実を申し上げますが、諮問はございませんでした。

○長谷川(正)委員 正式の諮問ということになしに、何となくいろいろな機会に文部省から、こういうような法律をつくるのだというようなお話があったという程度ですか。

○朝永参考人 さようでございます。

○長谷川(正)委員 その点もよくわかりました。次に、現在文部省で科学研究費という予算が組まれておりまして、総額で今年度四十一億かと思いますが、これの具体的な配分は、当然役人が独断的な頭で押しつけるのではなくて、学術会議の御意向というものを十分反映できる措置をとってその分配等をいたしておると思えますが、それは実際にどういうふうに行なわれておられるのか、どなたからでもけっこうですから、ひとつわかりやすく御説明をいただきたいと思います。

○江上参考人 十分お答えできるかどうかわかりませんが、学術会議の中に研究費委員会というのがございまして、文部省から、非公式でございしますが、研究費のあり方について問い合わせがまいりますので、その研究費委員会で検討いたしまして、研究費の基本的なあり方について審議し、学術会議の議を経て文部省に返答いたします。

それから、実際に配分は、学術会議そのものではないといけません。学術会議はその配分の基本方針というものを、いま申し上げましたような形でまとめまして文部省へ通達するというものでありまして、実際に配分をやっておりますのは文部省の中の委員会でございますが、その配分をやる委員の推薦を日本学術会議がいたしております。日本学術会議はそれぞれの専門の学会の意見を聞きまして、それに基づきましてそれぞれの専門についての配分委員を学術会議から文部省へ推薦いたします。その場合に、学術会議としては定員一ぱい推薦いたしませんで、原則としては順位をつけて定員の倍を推薦いたしまして、文部省としてはその順位を尊重して、もしたとえば旅費が不十分だからあまり地方の方が多しと困るというような

ことがあると学術会議に相談いたしまして、第二順位の方にお願ひするというのも学術会議の了承のもとに行なわれることがありますが、原則としては、学術会議の推薦する第一順位の方を配分委員に文部省から発令しお願ひするという形で行なわれております。

○長谷川(正)委員 そうしますと、学術会議から推薦され、順位をつけた大体倍数の推薦者の中から、おおむねその順位によって尊重して文部省が任命をし、それによって配分をきめていく、ただし、地域的に偏在するとか、何かその他そういうような理由のある場合に、その順位を多少変更する場合に、学術会議と御相談の上でこれを行なっている、こういうふうにご了解してよろしゅうございませうか。

○江上参考人 そういうふうに行なうとしては行なわれております。必ずしも十分それが行なわれなかった例もございしますが、現在再びその慣行がまた尊重されるようになっていると私も了解しております。

なお、先ほど、私、公式でないというふうに申ししたかも知れませんが、その非公式というのは、文部大臣からの諮問ではないという意味で私、非公式と申しましたので、文部省から公文書でくるという意味では公式でございます。

○長谷川(正)委員 その委員の選考が、文部省側の何か強い意向で、特に特定の人が排除されたというふうな例は過去にございましたか。

○江上参考人 順位が、いま申ししたたとえば旅費が足りないというふうな、北海道の人と九州の人ばかり多くては困るといったようなことで、文部省から了解を求められて変更したというふうなことでなく、変更された例が一回あるように私、記憶いたしております。その具体的な理由は、私、詳しくは存じません。そのことがありましたので、学術会議といたしまして、こういうことがないようという申し入れを文部省のほうへ伝えまして、それから少なくとも現在までその趣旨は守られており、これからは守られると

いうふうに、私も期待しております。

○長谷川(正)委員 ただいまは文部省の科学研究費の配分について御質問申し上げましたので、今回の法案と直接の問題ではないわけでありましたが、いままでありました財団法人の学術振興会ですね、これの役員等の任命等について、学術会議とはどういう関係にあり、どういう仕組みと申しますか、運営と申しますか、となっておりまして、その点をちょっと、お話にあつたかも知れませんが、もし重なるれば恐縮ですが、もう一べん明確にお願ひをいたします。

○野村参考人 古いところでは別でございますが、現在行なわれております寄付行為書によりまして、学術会議は評議員を、当然会長一名を出すほか九名以内の評議員を出す、そういうことになっております。ですから、現在、会長、副会長、それから七部ありますから、一部から七部までの部長ないしは副部長がこれに当たっておりますので、総計して十名、学術会議から評議員が出ております。その評議員からなる評議員会の互選によって理事を選出しておりますが、この理事の中には、会長、副会長二名と、それから人文社会科学の方面、それから自然科学の方面、こういうふうな割合で理事の中に入っております。これは、先ほど朝永会長がお示しになりましたその寄付行為書に基づいて、いまのような選出をいたしております。

○長谷川(正)委員 そうしますと、現在までのこの振興会には、学術会議から会長はもう自動的に入る、そのほか九名以内で出すということで、十名は学術会議から必ず評議員が出る、そういうことでございませう。そうして、その中から互選で理事が選ばれる。それは、いまのお話ですと四名理事になって入るわけでございますか。

○野村参考人 正確なところを必ずしも記憶しておりませんが、たしか会長、副会長二名、それからあと一名ずつ、こういう形になっております。ですから、総計五名ではないかと思ひます。

○長谷川(正)委員 わかりました。すると、理事に五名学術会議から入っておられる、こういうことですね。

今度の法案によりまして、確かにお話があり、心配なさっているように、評議員の選任についても、あるいは役員、会長、理事長、理事、監事等の選任についても、これは学術会議から自動的にあるいは機関の推薦というものを通じてなり、実際に人がこの中に選任されるという道は、法文的には全然ないように私も私も受け取りまして非常に憂慮いたしておるところであります。学術会議としてもその点を御心配なさっておりますか。

○朝永参考人 学術会議といたしましては、やはり現在の役員のように、評議員の中に学術会議の推薦する者が何人か入るということ強く希望しているわけでございます。ですから、法案にそういうことが書かれれば、立法措置という点でそういうことができれば一番いいと思っておりますけれども、しかし、それにいろいろ困難があるとすれば、学術会議としては法案をみづからつくる権限もございませぬし、そういうことは国会の審議におまかせする、そういうたてまえでいるわけでございますけれども、少なくともやはり評議員に何名か学術会議の推薦する者が入るということは、どうしても必要なことだと考えております。

○野村参考人 若干補足させていただきます。実は、現在の学術振興会は、財団法人の関係もございまして、その意思決定は評議員会で行なっておりますので、そのところが、新しくきます特殊法人における評議員というものは、これは単純な諮問機関にしかすぎません。会長の諮問に應ずるだけでありまして、そういう点では評議員というものは、従来の関係と比較すれば、法人の性格が非常に違ひますので必ずしも同じだとは思ひませんが、けれども、非常に弱くなっている、こういうことだけは御指摘できるかと思ひます。それから、従来ですと理事会の合議でもって運営をしていったわけですが、今回の法案によりまして、会長がこれは権限を持ち、理事会というも

のは構成されないようになっておりますから、各理事は担当事務を処理する、こういうような形になっております。その点が従来と非常に大きな違いを示している、こういうように考えるわけでございます。ですから、評議員会から理事を推薦するわけではなくて、これは文部大臣のほうの任命という形になってくるわけでございます。

○長谷川(正)委員 たいへん明快なお話をいただきました。やはり本法案について、私も、役職についた方の恣意にこれが運営されるようなことになって、学問の世界の第一線で活動している方々の、もう一日が昔の何百年に当たるようなスピードで進歩しておる学問の世界の要求に応じた学術の振興が、はたしてこれで行なわれるかどうかという点について、ますます私は危惧を深めるわけでございますけれども、これは後にまた法案審議の中で十分議論をしたいと思っておりますけれども、たいへん明確にわかりまして、ありがとうございます。

最後に、ちょっと小さいことを伺って恐縮なんです。が、今回の振興会法に伴う予算を見ますと、まあ第一年度という意味かもしれませんが、非常に人件費だけがふえているというふうなところになっているんです。これもちょっと問題でありますし、今後は同時に事業費をうんとふやすのだということになると、そもそも膨大になっていく事業費がどういう形で配分されるのかという点で、また別の疑問、心配が出てくるわけであります。まあこの人件費関係につきまして、現在の振興会の職員の方はもちろん当然ある一定の給与を受けられるのでしようが、役員はどの程度の報酬、手当というものを受けておられるのか、もしおわかりでしたら御説明いただきたいと思っております。どなたからでもけっこうであります。

○朝永参考人 職員のことは私もわかりませんが、われわれ役員でございますが、これは報酬というものはございませぬ。ただ盆暮れにいただいた記憶がございます。それから手帳をいただきました。

○長谷川(正)委員 そうしますと、一日出れば日当が幾ら、旅費が幾らということではなくて、年間つかみで若干慰労金とか手当とか、どういふ名目だか知りませんが、その程度のもので出た程度で、ほとんど手弁当でお仕事をなさつてきた、こういうふうな了解してよろしゅうございませうか。

○野村参考人 どうも、私もまだ何年も役員をやっておりますし、理事はたしか二回目であろうかと存じますのでわかりませんが、理事というのは毎月一回出ますのと、評議員会に出ますのと、臨時の何か会合があると出ますのと、そういう関係になっております。これは日当のような意味で計算するのか、そういうことは全然わかりませんけれども、まず私の記憶ではほとんどもらた覚えがないような程度でございますから、旅費、日当というふうな、そういう計算で出されているものではないというふうな記憶しておりますが、正確には学術振興会のほうにお問い合わせを願いたいと存じます。

○朝永参考人 ただいま役員のことを御質問でございましたけれども、そのほかにたとえば流動研究員あるいは奨励研究員の選考委員会というのがございます。これも学術会議から委員を推薦する形をとっておりますが、そういう方には旅費、手当等が出ていますと記憶しております。しかし、これも正確なことは、学術振興会側にお聞きいただいたほうがよろしいかと思っております。

○長谷川(正)委員 ありがとうございます。

私の質問は終わります。

○床次委員長 唐橋東君。

○唐橋委員 三先生方、ほんとうに御苦勞さまでございます。

私たちが、学術振興会法案は、今後の日本の研究組織の中心になるのではないかと重視して考えながら、先生方の御意見を率直にお伺いするわけでございます。

関係になっております。いま問題になっておりますところの学術奨励審議会と学術振興会、およびこの科学技術庁と文部省との二本立てになって進められていて、こういうふうに私たちが考えているわけでございますが、これら全体の科学研究組織に対して、学術会議等でこうあるべきかというふうな検討、あるいは小委員会的なふうないうようなことをなされたことがありでしようかというところを、ひとつお伺いしたいわけなんです。全体の科学研究組織がこうあるべきじゃないかというふうな点を、学術会議等においてはどんなふうにしてきたのかというところをお聞きしたい。

○朝永参考人 ただいま科学技術会議のお話が出ましたが、これは科学技術庁ではございません。科学技術会議は、科学技術庁の守備範囲の外のこともやっております。そういうわけで、科学技術庁の守備範囲の中の会議ではございません。もう少し広い会議でございまして、これは総理大臣の諮問機関でございまして、日本の科学及び技術を行政的に進めようとするときに、文部省、科学技術庁、あるいは通産省その他いろいろございますが、そういうものの間の連絡調整をやる必要があると総理が考えられたときに諮問をする、そういう性格のものでございます。きょうこちらで科学技術会議の御質問が出ることを予期しておりますので、たから、資料等を取り寄せておりましたので多少不正確かもしれませんが、これは大臣級の、総理が議長でございまして、あと文部大臣、科学技術庁長官、大蔵大臣、経済企画庁長官、日本学術会議会長、そのほか学識経験者、そういう構成でございまして、ですから、学術会議は学者の審議機関というものであるのに対して、科学技術会議はそういう関係の方々や少数の学識経験者というところでございまして、性格がかなり違っている。

それから、先ほどのそういう学術体制全体について学術会議で検討しているか、したことがあるかという御質問でございまして、こういう問題も、最近学術会議の中に学術体制委員会というものがございまして、そこが中心になっていろいろ検討しております。そしてこれは、とにかくいろいろ関係する分野が非常に広いこととございまして、この体制の中には大学をどうするかというふうなことも含まれておりますし、いまのような行政的な機関としてどういふものがあるべきかというふうなこともここで検討しております。かなり日本の学術全般にわたって結論を得たいといま努力している最中でございます。

○唐橋委員 いまのように科学技術庁関係、それから行政の面というふうなことも私は理解しているわけでございましてけれども、やはりこの学術法、学術振興会法の条文の中にもありますように、今後の学術研究体制というものを中心的に強化するというのがねらいの法案でございまして、そういう法案を私たちが審議する場合に、国全体としてどのようにこれに取り組んでいくべきものだろうかというところが、やはり中心の考え方がなければならぬというふうに私たちが考えながら法案審議に当たっているわけでございまして、そういう場合に、ほんとうに先生方が研究体制の中におかれて、行政的な立場でなしに、学者としての立場から日本の科学研究というものはどうあるべきだ、そして、いま朝永先生から申されましたように、行政的な面もあれば、大学の研究組織もあれば、その他いろいろなものがある。各々これまでの歴史的過程の中に現実に存在すると思うわけであります。そういうものを整理統合する場合に、こういうふうな点はやはり留意すべきである、こういうふうなようにしたいものだというのが先生方から率直に出ていただければ、私たちはたいへんしあわせなんです。ですから、いま朝永先生おっしゃいましたような、いままでの国全体の研究組織に対する委員会的なものが学術会議の中にありまして、そしてたとえそれが結論は出なくとも、こういう点が議論されたというふうな点が資料としてでも出していただければ、私たち非常に幸いだと思っておりますが、この点に対してはいただけないでしょうか。

七

○江上参考人 ただいまの御質問でございますが、先ほど朝永会長から申し上げましたように、まず第一に、日本学術会議の中には学術体制の委員会がありますが、学術体制という委員会はいろいろのなことをやっておりますけれども、その一つとして日本の学術体制のあり方というものを長年取り上げておりますが、しかし、その日本の学術体制のあり方というものは、学術体制の委員会だけではあまり大きな問題なので、学術体制委員会としてはまた緊急に結論に到達しなければならぬ問題を提えておりますので、二つの理由でほかの委員会と提携してやっております。一つは、長期研究計画委員会、つまり日本の学術研究の長期計画のあり方を立てる委員会がございまして、その委員会、それから日本の学術のあり方の姿勢といいますが、そういうものについて考える科学研究基本特別委員会というものがございまして、これは日本の学術の基本的なあり方はいくつかあり方であつてほしいというのを検討いたしまして、それで科学研究基本法という、そういう考え方を集約いたしまして科学研究基本法というものの一応の要綱の案をつくりまして、そういうものを一つつけてほしいということを申し出たことがございまして、それはもちろんまだ法律になっておりませんが、けれども、その基本的な考え方というものは、長年日本の学術体制はかくあらねばならないという基本となるところの基本的な考え方、その基本的な考え方に基づきまして日本の学術体制はこのようになければならないのではないかと、これは、個々の問題についてはそれにはめて議論がむしろできるわけでございます、たとえばビッグサイエンスはどのようにあるべきかというように、このようにあるべきかという大きな問題もたくさんございまして、それも基本的理念に基づきまして検討するということで進めております。それとともに、先ほど申しましたように、日本の学術体制全体のあり方を審議するのにその三つの委員会を中心になりまして、またその連絡の形の委

員会がございまして検討いたしております。そういうことは、しかし何しろ日本学術会議は日本の科学者の代表二百十人から成り立つもので、最終的な決定は年二回の総会ですということになりまして、いろいろ意見も多いので、最終的な決定にはまだ至っておりません。しかしながら、たとえばここに学術会議で検討いたしました日本学術体制についての資料、これは外の資料も一部入っておりますけれども、それは討論の必要上入っておりますので、この大部分というものは、日本学術会議で検討いたしました日本学術体制についての資料を集めたものなのでございます。こういうものは決して新しいものではなくて、これ以後のものも、これ以前のものもたくさん検討した材料もあるわけでございますが、これ以後はまだ資料としてまとめてございせんけれども、学術体制のあり方について、日本学術会議が長年検討いたしました資料は、これは二年か三年前だったと記憶いたしますが、それまでのものはまとめてございまして、それ以後のものも検討をいたしておりますが、まだ結論に到達していません。ただ、私たちが基本的な考え方というものは確立しておりますので、その基本的な理念に基づいて基本的なあり方を議論していくところにはまいておられます。ところが、いろいろ具体的になりまして、ビッグサイエンス一つをとりますと、共同利用研究所一つをとりますと、非常に実際上の大きな問題がありますのでなかなか結論には到達しないが、真剣に討論しているという現状でございます。

○唐橋委員 だいたい現状の御苦労はわかりますが、そのような議論を、私もから言ふと非常にわがままなんです、一応問題のあり方、こういう点が問題だというものをほんとうに要約していただいて、委員会全員に御配付願うような手配はできないでしょうか。要点だけでいいのです。私たちはどうしても現場にいないし、先生方のような第一線の人たちの議論なりねらいというものを的確にやはり知りたいと思うのです。です

から、そういう趣旨で、こまかいいろいろの議論は別としても、こういうねらいのところ、こういう問題点があるんだというものを、テキスト的な形で出していただいて、委員会のほうに出していただければ、これだけの問題でなしに、文教委員会として今後いろいろの審議の場合に、基礎的な体制なものですから非常に参考になると思うので、お手数でも出していただけるならばという希望を添えてお願いしておきます。

○朝永参考人 ただいまの御希望、できるだけ沿うように努力してみたいと思っております。

それからもう一つ、先ほど研究基本法という話でございましてけれども、日本の学術体制に関係すること、ある程度まとめをいたしまして政府に勧告したことがございます。これは基本法のほうのことでございますが、もう一つは長期計画、いわゆる五カ年やらの計画を立ててみたことがございまして、具体的な計画というのとはななかな立たないのでございますけれども、そこで予算、つまり研究費の体系という観点から問題を少しほぐしてみたいことがございます。つまり大体五カ年後にはどれぐらいの研究費を国は出すべきであるというような観点でございます。それは金額だけでなく、研究費のうちにいろいろな性格のものがございまして、そういう研究費のパターンを分析して、そうしてそれにふさわしい行政的な措置をとる、政府が考えられるときにその学術会議のパターンを十分考えて、パターンがうまく動くように立ててほしい。たとえば、研究というものはあらかじめ予定できないような事態が起こりますので、研究費のある部分は非常に弾力的に使えるように、あるファンドのような形で、どんな勘定でなしに、国全体の研究投資のどれぐらいの割合はファンドのようになっておいて、そうして必要に応じてそれを学者に支出できるように、これは、学問が非常に日進月歩でございますので、予測できない発見があったり、あるいは思いがけないほうに進んでいくというような場合に、いまの予算の立て方ですと非常に不自由で

す。それが国全体の研究投資のどれぐらいのパターンであるのが至当であるかというような研究をして、勧告をしたことがございます。ですから、そういう資料もある程度ダイジェストしてはいいという御希望のようでございますが、ダイジェストという仕事はなかなかむずかしいことですから、ひとつ研究さしていただきたいと思っております。

○唐橋委員 時間が非常にないようでございますので、私の質問はこれだけにしますが、要点だけをひとつ……

先ほどお話がありました、措置することについて修正案が出ておったのだ、その修正案が否決されたので出ないという御説明があったのですが、修正案というのはどういふものであつたか、あとでもいいですからお示し願いたいというところが一つ、それからもう一つ、これは非常に申し上げにくい質問でもあるかと思うのですが、この前、国会の中で非常に大きな議論になりましたアメリカの軍事費から出たという大学の研究費の問題なんです、それは学術会議のほうも関係なく、知らなかつたし、あるいは学術振興会のほうもわからなくて、ストレートですつといておったのですか、その間の事情を簡単に伺いたいと思ひます。

それからもう一つは、朝永先生、いま問題になつております頭脳の海外輸出——輸出といいますが、そのことばがいかどうかはあれですが、それらについてもちょっと伺いたいと思ひます。時間がないうえですから、お考えだけを簡単に伺いたいと思ひます。その三点だけをお伺いいたします。

○朝永参考人 ただいまの外国の軍から金をもらったという点につきましては、まず学術会議として一番直接な関係がございまして、学術会議は国際会議を主催するという仕事をやっておるわけでございます。主催のほかに、主催者がほかにあるのを後援するという形をとることもございます。この学術会議が後援して行なわれた国際会議、これ

は半導体の会議というものでございます、ここにアメリカの軍からの金が出たということ、これはいろいろ調査いたしました結果、幸いにして学術会議主催の会議でそういう外国の軍の金をもたらしたというケースはないということがわかりましたのですが、後援といえますと、大体いままでも学術会議が、主催団体が十分しつかりしたものであり、かつその会議の内容が学問的に価値のあるものであれば、後援という名前を使ってもよろしいという程度に、わりあい案に考えまして、そういう会議の運営等については主催者を信用しまして、まかせるといふやり方をしたのでございませう。これは責任のなれというわけじゃございませうですが、しかし、後援であるにしまして、学術会議後援という場合には、やはりもう少し主催団体にまかせ切りにしないほうがいいのではないかとこの考え方になっております。それから、これはこの間、予算委員会での御質問がございましてお答えしたことでございますが、学術会議としてはそういうことは好ましいことではないというので、今後は、学術会議主催のものはもちろん、後援のものにつきましても、そういうことのないようにしたいというふうに考えております。それから、研究費のほうの問題は、これは学術会議が、先ほど申しましたように文部省の研究費の委員の推薦をするという仕事はしておりますけれども、個々の大学の先生方がどういふところから研究費をもらっておられるかというところに目を光らせるというところは、学術会議としてはできないことであるし、そういうことを目を光らせることはどうであるか、場合によっては大学の自治を侵すということになるかもしれませんし、そういうことは考えていないわけでございます。しかし、そういう問題について日本の科学者全体に訴える、そしてそれぞれの方の良識を喚起すると申しますか、そういうことはやったほうがいいのではないかとこの考え方になっておりまして、いろいろその検討をしている最中でございます。

○野村参事 先ほどの修正案の件でございますが、今国会に提出が準備されている日本学術振興会法案に、日本学術会議との関係について何等の規定を見ないことはまことに遺憾であると考えて、同法案に次の趣旨の条項が挿入されることを希望する。そうしてその条項として、日本学術振興会はその業務の執行にあたり、日本学術会議と常に密接な連絡を保つものとする。この点、あとで議事録を見ないとはいえませんが、なお、本会議においては同会との関係に関する具体的方策を引き続き検討の上、すみやかに申し入れる予定であるといったような、そういう文章であったかと思うのです。この案に対して、それよりも幅が広いほうがいいという考え方が八十八、いまの立法的基礎を明確にしろというのが七十三という、こういうような数字であったわけですが、この反対の意見の中にも、先ほど申しましたように、これはやはり幅広く措置と言ったほうがいろいろなことができるのではないかとこの考え方があって、そうして結果的にはこういう数字になったというところでございまして。ですから、重ねて質問があつて、その措置というものは立法的措置も含むのかという質問が出ましたときに、立法的措置を含むというところで了解を得た、こういうことでございませう。

○床次委員長 西岡武夫君。

○西岡委員 朝永先生にお尋ねいたします。

先ほどの先生方のお話で、日本学術会議が今回の日本学術振興会法案について申し入れを行なわれた経過というものはよくわかったものであります。この御議論の経過の中で、日本学術振興会の特殊法人化そのものについて、特に反対であるという御議論はなかったわけですか。また、会長御自身も、特殊法人化そのものは問題はないと考えるというふうなお考えであると理解してよろしいでございませうか。

○朝永参事 これはこの政府への申し入れをお読みいただければ、学術会議の考え方は、これ以上でもこれ以下でもないということでございます。

す。ですから、こういう申し入れをいたしましたのは、頭から反対であるということではないというところは当然です。ただ、やはり先ほど申し上げたと御質問がありましたのですが、江上参事人がさつき説明されました、学術会議として学術振興会にいろいろ注文が資料の二二ページにございまして、それが、やはりこういうことを期待しているから特殊法人としてこういう事業を強力にやっていく、拡充してやっていくということがわれわれの希望にあるわけでございます。そういうことで、われわれの気持ちの端に申し上げますと、特殊法人ができるということに対して学術会議は期待と不安と両方を持っている、そういうふうに見えるかと思ひます。

○西岡委員 先ほど野村先生から、修正案が否決されて措置ということに変わった経過の御説明があつたわけでありまして、この幅広くということ措置ということにしたほうがいいだろうというふうにきまつたということは、事実上日本学術会議と特殊法人化された日本学術振興会とが密接な関係を保持すれば、いかなる方法でもよいというふうなお考えと理解してよろしいでございませうか。

○朝永参事 これは私どもとしては、やはり実質的な緊密な連絡、それはもちろん必要でございませうが、それを裏づける法的な基礎があることが望ましいという気持ちはいまだに捨てておりません。と申しますのは、結局そういうことがどこか表に出ておられません、密接な連絡というものが、ただ政府の善意と良識という基礎の上にだけ立つことになる。私も、政府が学術振興会をしなければならぬという気持ちを持っておられることは十分承知するわけでございませうけれども、やはり時移りだんだん初心を忘れるというふうなことが起こつてはまずいのではないかとこのので、そのためには、先ほど野村先生がおっしゃいましたような法律の中に連絡を密にする基礎づけがあるということが一番望ましいというふうに、そういう考えはいまだに捨てておりません。た

だ、先ほど申しましたように、学術会議が法案の原案をみずからつくる権限もございませうし、それから法律をよりよいものにするという作業は国会の仕事でございまして、私どもがきょう申し上げたような気持ちでいるということを国会のほうでくんでいただきたい、そういう希望を申し述べるわけでございませう。

○床次委員長 ありがとうございます。

なお、関連質問が三人ありますので、ひとつ簡潔にお願いしたいと思います。斎藤正男君。

○斎藤(正)委員 先ほどからお三方の説明並びに質問者に対する答弁を伺っておるわけでありますけれども、一点だけ伺いたいと思うわけであります。

ちようだいいたしました学術会議の関係資料をいろいろ拝見いたしましたわけでありませうけれども、特殊法人日本学術振興会の法制化にあつて、一番問題になっております先ほどの申し入れ書でありませう。いろいろ資料がついておられますので、ざっと一読しましたけれども、事ここういふような事態で日本学術会議が政府に申し入れをしたというのは、一二ページの要項事項とともに二つあるように思ひます。したがって、日本学術会議といたしましては、かなり強い総会の総意をもってこの申し入れをした。説明の中で、措置ということばをめぐつての内容的なものも十分わかつたわけでありませうけれども、同時に、ただいまの朝永先生の答弁によりましてなおその感を強くしたわけでありませう。この申し入れに対する学術会議の決意といたしましては、軽いか重いかという表現でなく、きわめて重要な申し入れだということに考えるわけでありませう。蛇足のようでもことに恐縮であります。いま西岡委員の質問にお答えになつた朝永先生の答弁で足りるわけでありませうけれども、この四月の時点でこういう申し入れをされたというところが、日本学術会議のいままでの経過からいって、かなり重要なものだということに把握をしたわけでありませうけれども、そのとおり解釈してよろしいのか、もう一べんひとつ伺いたい

と思います。

○朝永参考人 学術会議が重要でないと思うものを政府に申し入れたことはございせん。それから、ついででございせんが、これが賛成七十三、反対八十八ということで修正案は過半数をとることができなかったのでもうございせんが、そのあとで、この案で採決いたしました。これは勝手でしたしまして、私、会長の席から見ておりました感じでは、圧倒的多数、ほとんど満場一致——二、三あがれなかった方がおられたかもしれせんけれども、ほとんど満場一致でこれが総会で可決されました。それをついでに申し上げておきます。

○床次委員長 小林信一君。

○小林委員 時間がございせんので率直に御質問を申し上げますが、いま提案されておりますこの学術振興会法の目的と、それから日本学術会議法の目的というものと比べますと、多少表現のしかたは違っておりますが、内容においては同じような性格を持つておる、こう私は考えるわけです。そういうものがいまここに出てまいりますということは、もちろんいまの時代の要求といううなもの、相当に政府は考えて出したとも考えられます。しかし、日本学術会議というものが同じ性格であるにもかかわらずこれを出すということは、そうした時代の要求が切実であるというところと、それと異なるが、一面日本学術会議を無視する——無視すると言つては失礼かもしれせんが、何か軽視する、日本学術会議ではもの足りないというふうなものがあるのではないかと、いうふうな私どもは想像するわけですが、そうすると、日本学術会議の今日までのあり方というものを私どもは考えなければならぬことになってくるわけです。というのは、資本自由化というふうな問題が出てまいりまして、だいたい財界はあわてております。おそらくこれから資本の自由化というものが行なわれれば、日本の市場の中で外国の技術と日本の技術とが競争しなければならぬ。ところが、いままでの経済成長政策の過程では、特許に

支払うだけでも五百億以上の金を支払ってきたというふうな事実が新聞等に見えております。あるいは外国で日本の産業界というものを批判して、日本の技術というものは外国の基礎に立つて、それを応用するにすぎない技術である、したがって、今後の日本の技術進展というものは、そんなに心配要らないというふうな見方までしてあります。そういうふうなものを政府なりあるいは財界なりに判断をして、日本学術会議にこういう面を担当させておくことはもの足りないというふうなことも考えられるわけなんです。そうすると、日本学術会議のあり方というものは、私ども非常に申しわけないのですが、政府にさほど信頼されておらないというふうな形にもなるわけなんです。これはきわめて暴言であるかもしれせんが、そんなふうにもとれるわけなんです。

ただし、私がここで申し上げたいのは、そういう点から考えれば、この学術振興会法の目的として第一条に掲げておりますものを読んでまいりまして、そうして日本学術会議法の第四条の一、二、三、四と列挙してあります項目を読んでまいりますと、日本学術会議のほうのこの諸問ではございせんが、科学に関する研究試験等の助成、その他科学の振興をはかるために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分、こういう項目を見ると同じようなものであります。しかし、日本学術会議法の第三条には、「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。」こう書いてあるわけなんです。そこに性格の違いがあるので、私の意見を申し上げて先生方の率直な御意見を承りたいのですが、この学術振興会法の目的そのものを見れば、これはあくまでも行政機関である。金を配分する機関にすぎない。しかし、学術会議が行なう場合にも、たとえ諸問を受けてそれに回答するだけであつても、その根拠には学問の独立というものが基礎になつておる。そこに私は大きな違いがあると思うのです。いま、いかに日本のいろいろな産業事情から学術振興というものが要請されておりましたも、あくまでも基礎というものは

は学問の基礎を確立するという点が大事であるし、そして学問の自由というものが確保された中で、学術振興というものはなされていかなければならぬと思うのです。こういうふうには私は考えまして、先ほど失礼な言い分を言いましたけれども、何か日本学術会議に対しては政府が一つの不信というのか、たより切れないものを持つておるというふうなものがあるのではないかと。そうでなければ、この学術振興会の仕事というものは、その時代の要求に応じて必要な技術を振興するために、この名前を変えて助成する、あるいは援助するといふふうなことをするわけで、ほんとうにその学問の振興にはならない、こういうような疑問を私は持つわけなんです。ここに私どもの一つの迷い、疑問があるわけございまして、この点も先生方に、一言ずつでもよろしゅうございせんが、率直な御意見を承りたいと思つております。

○野村参考人 いまの御質問に答えられることになるかどうかわかりませんが、日本学術会議のほうの仕事というのは、どちらかというと基本的な方針というものを取り扱つていく、それから学術振興会のほうは、どちらかというとそれを実施していくという、そういう位置づけになるべきだ、ところが、必ずしもそういうふうなことになるなとおそれがあるからということをお聞きして、そうして日本学術会議は、科学研究の基本法といふものの案を要綱としてつくりまして、そして三十七年に政府に、これは池田総理大臣でありますか、提出をしたことがございまして、その精神は現在もなお捨てておらないわけなんです。それは人文社会科学とそれから自然科学とは車の両輪のようにして、そしてこれを健全に発達させていくということが必要であるし、そのためにはやはり学術の行政機関といふものに對しても、この学術会議と密接な連絡は保つようというふうな、いわばそうした趣旨のことをずっと——あとでこれは資料として提出してもよろしいものだと思いますけれども、つくったわけなんです。ところが、これはどこがそれを受け取るかということでもつ

て、現在まで停滯のままになつてゐるのですが、学術会議のほうは基本的なものの考え方としましては、いま言ったような考え方をとつてゐるわけなんです。そこで、この学術振興会法ができたときに、これが学術会議の勧告だの、考え方だのといふものとあまり離れられては、実は日本の学術のほんとうの意味の振興にならないだらうということをおそれおることについて、先ほどから申し上げてゐるわけでございます。よろしゅうございましょうか。

○小林委員 わかります。わかりますが、私どもは、いろいろ法律のその裏も考えたりして審議をしなければならぬという立場で、まことに申しわけないことを言うわけですが、その点はひとつ御了解願ひたいと思つております。いま先生もおっしゃつたように、日本学術会議は基礎的なものをつくるんだ、そして学術振興会はその事業的な面を担当するんだというふうにおっしゃるのですが、その基礎的なものをお考えになる日本学術会議の中にも幾つかの条文で、その事業の面も、これを多少変更することによつてできないとも限らないと私は思うのです。そういう点からすれば、特にこの学術振興会というものを特設せずともよろしいではないか、こう考えるわけでありまして。と申しますのは、日本学術会議を構成する先生方の中には、ときには政府の好ましくないことを研究される方もあるし、勉強される人々たちもある。こういう人たちの集まつておるものに、この法案が持つておりますような目的といふものを持つていくことは多少不安がある。不安があるといふことよりも心配である。あくまでも日本学術会議は象牙の塔にしておいて、そしてもつと政府あるいは時の財界が意図するような研究体制をつくらせるためには、大臣等の意向が強く浸透するような機構をつくつたほうがよいではないかというふうなことも疑われるわけなんです。そうすれば、これから生まれてくる日本の学術振興というものは方向づけられる。思想的な方向といふことよりも、そのときの財界あるいは産

業が要求するようないろいろなものがいられて、ほんとうに学問の基礎的な研究というものがおろそかになるというところも考えられるわけでありまして、この日本学術会議のあり方と、そしていまの学術振興会法との関係というものは、私どもはきわめて疑惑の中に問題を見ておるわけなんです、いまのように基礎的な、基本的なものを日本学術会議が持ち、その日本学術会議の意向を常に聴取し、取り入れることによって、日本学術振興会の任務を全うするといふふうな形が、日本学術会議から要求されておるのですが、それだけでもいいのかどうか、私はこの点、皆さんよりもっと深刻に考えておるわけなんです。しかし、いまそういう御回答をいただきましたので、それで私は了承いたしますが、私はそういう疑問を持っておるわけなんです。何かこれについて御指導願われるようなことがございましたらば、お聞かせ願いたいと思います。

○野村参事人 どうも御指導申し上げるようなことを申し上げることはできないと思うのですが、何ぶん日本学術会議というものの予算は非常に少ないわけでございます。運営審議会を毎月一回開く、それから常置委員会というものがあつて、年々三回分くらいしか開かれない。それからほとんど手弁当に近い形で皆さんが会議をやっている、こういったような状態でございまして、学術会議そのものが非常に有効に活動していくというところは、これは実は会議の会員たちの自発的努力によって現在保たれているというふうな、こういった状態になつておるわけなんです。これは全部の予算の上から見ての配慮でありまして、けれども、十分な活動ができないという、そういった現状になつておるわけなんです。したがって、学術会議が非常に有効な仕事をするというようなことは、なかなか短時間の間に、この法律に背いてありますような趣旨の活動ができるということとは、実は総会にしましても臨時総会の費用がございませぬから、年二回の会議を待たなければ結論を出すことができないといったような、かりに何かの

審問がありましても、時期に間に合いかどうかというふうなことは非常にむずかしいような、そういった状態に事情はあるわけでございます。そういうようなときに、学術振興会というものが実施段階におきまして、大きな予算を持ちましてどんどん実施をしていくというふうなことになると思います、学術会議が学術振興会のほうに緊密な連絡がとれるような組織になつていくということであらう、これは軌道に乗つた動き方をしたいだけではないか、こういったふうなことを考えておられますけれども、そうでないと、学術会議としては、あとでこれは適当でないというふうなことがあつて批判的なことしか言えないというふうな、そういった事態になつてきては困る、これを心配している次第でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

○床次委員長 鈴木一君。

○鈴木(一)委員 先ほど唐橋委員から御質問があつたのですが、朝永さんからお答えがなかつたのですが、よく海外に日本の優秀な頭脳が流出するといふことがいわれておるわけなんです。これは報道がオーバーなのか、各国みなこの程度のことはあるので、別にそれほど問題として取り上げる必要はないのか、あるいは事実そのとおりなのか、これは何らかの対策を講じなければならぬのか、また先ほど江上先生でしたか、交流じゃなくて直流でどんどん出かかれるというふうなお話もあつたわけですが、その動機が、それぞれ人によつていろいろ事情もあらうと思いますが、何か日本の研究体制が不備である、そういうことのために海外に出られる共通性があるものかどうか。先ほどお答えにならなかつたのは、あるいはわざとお答えにならなかつたのかと思うのですが、お答えにければお答えいただかなくてもけっこうですが、いかがですか。

○朝永参事人 先ほどお答えしませんでしたのは、別にお答えを拒否したのじゃございませぬ。私、頭が悪うございまして、三つも四つも一度に質問されると、どうも一つや二つは忘れてしまひ

ますので、たいへん失礼いたしました。

海外に頭脳が流出するというのは、これは御承知のように日本だけの現象ではございませぬ。海外というものは主としてアメリカでございませぬけれども、日本だけではございませぬ。各国、ヨーロッパの国々にもやはりそれが悩みの一つだと思つてすけれども、どうしてこういうことが起こるかと思つてお申しますと、これはやはり研究の環境と申しますか、たとえばアメリカへ行きますと非常に研究費が多いというふうなことで、そういうわけで一流の学者がアメリカに集まつていくということが、またさらに学者の流出を招くわけでございます。研究費の多いということもございませぬけれども、科学者にとっては、できるだけ世界じゅうの学者と接触を持つということが研究の上で非常にプラスになる。そういう場合に、ですから集まるところへますます集まるという傾向がおのずからあつていくという原因はそこにあると私は思つてございませぬが、ただこれは非常にシリアスな問題であるかどうかといふことになりまして、専門の分野によつて流出があまりないところもございませぬし、相当激しいところもございまして、よく例に出ますのが数学でございませぬ。日本のすぐれた数学者が海外に行つていく。数の比例は数学が一番高い。非常にすぐれた数学者を百人とてきまして、その二十人くらいが海外にいるというふうな事情がございませぬ。ただ、日本の場合には、幸か不幸かことばの障害がヨーロッパの国々よりも多いので、実際流出しているのを見ますと、あんまりことばを使わないでいいような「数学」が一番そのいい例で、数学の記号といふのは世界共通で、あれぐらゐ国際的なことばはないと思つてすけれども、普通のことばはあんまり必要でないというふうな点もございまして、ことばの必要のないのはその次が理論物理かも知れませぬ。しかし、だんだんにことばの需要度にはば反比例したやうな数で流出が行なわれておりまして、日本の場合には、ですからそれほどシリアスなことでは

ないと言えるかも知れませぬ。しかし、すぐれた学者が流出するということは、研究はどこでやつた方がいいわけだけれども、後進の育成が十分行なわれないといふことで、長い目で見ますとその影響が強く出てくるおそれはあるのではないかと、そういうふうな思つております。

○床次委員長 参事人の方々には、たいへんお忙しいところを長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。午後一時三十分より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後一時五十八分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日本学術振興会法案について質疑の通告がありますので、これを許します。吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 日本学術振興会法案につきまして、基本的な問題点と具体的な運営面と、両面にわたつて若干伺つてみたいと思つております。第一点は、まず政府におかれましては、現下の学術振興問題の重要性にかんがみまして、根本的な学術振興に関する基本施策をひとつお述べ願ひたい。

○鈴木国務大臣 学術振興につきましましては、従来も文部省といたしましては研究体制の整備について努力してまいつたのでございまして、特に近年におきましては、科学技術の振興といふことは世界的な一つの課題でございまして、特に最近資本の自由化というやうな問題を控えてまいりますと、国内産業の意味から申しまして、わが国独特の研究体制を上げたいと思つて、これに対処していかなければならぬといふことで、学術振興の要請はきわめて重かつたになつてまいりましたと思ひます。従来も努力してまいりましたが、第一点といたしましては、何と申しましても国内の研究

体制を整備するという問題であらうかと思ひます。研究体制といはしましては、もちろん文部省で重点を置きますのは大学及び研究所の研究体制の整備でございます。これに對して科学研究費の思い切った増額をいたしますと同時に、また民間研究団体に対しまして、これに相當の援助を増してまいりまして、民間における研究を助長していくということが必要だと思ひます。

なお、この研究の推進のためには、どうしても今日におきましては、世界の科学、學術の進歩と競争と言つたら語弊がございますが、一面において提携し、一面において世界の水準に負けないような形をとつてまいらなければなりませんので、國際的な科学研究の交流と申しますか、こういったことをやつてまいらなければならぬと思ひます。そのほかにおきまして、もちろん研究者の養成でございますかと、こういうことはますます必要になつてまいりましてございますが、今回お願いいたしておりますのは特殊法人としての學術振興会も、この線に沿ひまして、非常に重要になりました學術研究の振興の上に、ぜひこういう特殊法人を必要としますということをお願いいたしておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 第二点は、すでにしばしば述べにもなり、また冒頭に本案提出の理由として大臣から御説明もあつたのでございますけれども、やはり数年間、少し何か紆余曲折の経過をたどつたようなあとが見えるのであります。たとえば財団法人日本學術振興会の概要という書物の報告について見ましても、三十三年以来四十一年にわたつて見ましても、三十三年の八月を期しまして、あるいは特殊法人日本學術振興財団設置計画案、あるいは特殊法人日本學術振興會設置計画案等、四回にわたつて同種の案を立てて大蔵省に予算要求をなさつております。こういう経緯にかんがみますときに、本法案を提出せられるに至りました経緯、事情について、最も重点とせられるところ、ただいまお述べになりました趣旨も概括的な意味においてわかりますけれども、この

ような経過をたどつておることにかんがみまして、何がこの特殊法人を必要としたのかということをもつと適切に重点を指摘してひとつお述べ願ひたい。

○鈴木(實)大臣 お尋ねの中にございましたとおり、実は財団法人學術振興會は、三十三年以来ずっと引き続いて特殊法人にいたしますことを要望いたしまして今日までまいつたわけでございます。これはなぜそういう要望をいたしてまいりましたかと申しますと、財団法人であれば完全にやつぱり民間の団体でございます。しかし、この財団法人學術振興會のやつてまいります事業そのものは、実は國のやるべき事業でございますが、そのやり方が、國自身が直接にいたしますよりも、流動的に、または學者としての判断をいたします上から申しまして、政府以外の機関においてやるのが適當であるというので、財団法人になりましてこれがだんだんその事業を拡充してまいりますと、どうしてもこれは財団法人という私法人では限界がございまして、やはり國の事業をかかわつてやります事業でございまして、どうしてもこれは公の性格を持たせなければいけないという面が出てまいつたのでございます。こういう意味におきまして、三十三年以来これを特殊法人にいたしますことを要求してまいりましたけれども、たまたま公社、公団その他特殊法人はなるべくこれをつくらないという一つの方針の中にありまして、非常にこの設立が困難になつてまいつておつたのでございます。しかし、特に近年におきまして、本日も実は開かれたのでございますが、日米科學委員會といったような國際的な協力會議、これが米國だけでなく、やはり東南アジアその他もだんだん國際協力の形を、財団法人學術振興會でやつてまいらなければならぬという状況になりますと、対応する國のそういう機關が公的機關である場合が多いのでございまして、そういう對抗上またその信用上、こちららも特殊法人たる、いわゆる公の性格を持たせる必要があるというのが最近とみに希求されてまいりました。こういう事情にありまして、

今回政府部内において相談をした結果、特殊法人といたすことが適當であらうということで、この法案を提出いたした次第でございます。

○吉田(賢)委員 臨時行政調査會の答申は、三十九年の九月に答申されたのであります。特殊法人につきましても統廃合等の問題がが然世上にのぼりましたのは、それ以後のことでございます。そこで、数次にわたつて特殊法人の計画をなさつてなごできなかったことについては、かなりどこかに大きな批判、抵抗あるいは同意を得られないということがあつたのではないだろうか、あるいは閣内においても不一致な情勢でもあつたのではないか、こういうようなことを憶測するわけではございません。でありますので、約十年にわたつてしてこれは努力のあとが見られるということですが、この種の問題は、十年間もんでおかねばならぬ問題じゃございせん。大臣御説明のような情勢に對するための新しい衣がえ、こういうたようなことならば、もつと適切に、私は早く特殊法人が設置されてしかるべきであつたのではないかと、こういうふうになさるべきであつたのではないかと、何かその辺、どうも相當大きな反對理由でもあつたのじゃないだろうか、その辺憶測なんですけれども、あればそこらにつきまして意見を述べ願ひたい。

○鈴木(實)大臣 これは私も當時から折衝の任に當つたわけではございせんけれども、今日から振り返つてみますと、財団法人でございまして、ために、その法人に對する政府の補助と申しますか、その伸びがきつめておそくて、現在におきましても三億数千万という程度でございまして、まずこういう程度の少額の補助でございまして、たならば、わざわざこれを特殊法人にする理由というものを政府部内で認めていただくことに非常に困難をいたしたわけでございます。それが主として、私はその法人の規模の問題から申しまして、難航したのが、一つの大きな理由であつたと思ひます。特殊法人にするのには、やはり國家の代行機關として、もう少し規模の大きい形が要求され

たのではないか。しかし、最近に至りまして、この特殊法人にいたしますのは、相當予算も伸びてまいりましたし、また将来伸びる可能性というのが非常に大きくなつてまいりましたので、この際特殊法人に切りかえるということに踏み切られたと思ひます。

○吉田(賢)委員 きよりの午前、日本學術會議の會長である朝永振一郎博士から、同會議の佐藤内閣總理大臣への要望についての説明をされておりました。これはごく最近の要望であつたように聞きましたのですが、この法案に日本學術會議との關係が明らかにされてない、全然これについて法律の規定がない、これはまことに遺憾だ、こういうような表現をして、従来の密接な關係を法律の趣旨等に盛り込むべく要望したような説明に私は受け取つたのですが、あのけさの説明なり、ないしは佐藤總理への同會議からの要望事項についてほどのような受け取り方をせられたのであらうかと、また、これにつきましてどう対処なさるうとしてゐるか、要點だけをひとつ御説明願ひたい。

○鈴木(實)大臣 終戦後におきます學術新体制の際におきまして日本學術會議がございまして、この財団法人學術振興會は、學術會議は決議機關でございますので、實施機關として學術會議の傘下に置かれて今日までございまして、したがって、學術會議と學術振興會とは非常に密接な關係を持つて今日までまいつたのでございまして、この法案に學術會議の事実上の何らの規定がないということに對して、學術會議のほうで非常に論議をされて、これに不満であるというやうなことが申し入れをされたことは、私はやはり決して理由なきことではないと思つておるのでございまして、ただ、そのために學術會議でも相當論議されまして、たとえばそういう条文の中にそういう項目を入れるべきだという意見も内部にあつたやうでございますが、學術會議全体としては、そういう問題については修正案については論議をされませんで、希望事項として申してまいつたのでござ

います。

その一番大きな理由は、学術会議と学術振興会、これらからできる特殊法人とは、事実上非常に密接なつながりがあるという問題でございまして、法規上の問題としては、この委員会でもしばしば申し上げましたけれども、学術会議は政府機関でございまして、政府のその機関たる学術会議が学術振興会に対して、この特殊法人に対していかなることをやるべきだという一つの決議がなされたことをやりましたならば、これは政府に対して行なわれるのでございまして、でございまして、政府はそれを受けて、政府の一つとして文部省がそれを受けて、学術振興会の事業としてそれを公的に今後実施に移してまいります、これが公の、公的な意味における筋でございまして、しかし、実質上の問題といたしましては、学術振興会とは密接な、いわゆるいままで親子関係と申しますか、こういう関係がございまして、この学術振興会の中に具体的に学術会議との間におきまして連絡機関と申しますか、このやり方につきましては、振興会がございまして学術会議と振興会との間に十分な話し合いをいたしまして、具体的に常時細部にわたりましていろいろな問題について、事業について連絡を申し上げ、そしてその間において両者の食い違いがないように事実上いたしてまいるといふことで、これは学術会議の会長、副会長と私どもが十分話し合ひまして、了解点に達して今日にまいっているものでございまして。

○吉田(賢)委員 国際的ないまの時点において、この種学術会議ないしは振興会の諸般の事業の重要性はよくわかります。結局特殊法人にしたというほんとうのねらいは、内部的に国費あるいは財政の支弁等につきまして国家に依存し得るといふことですね。これがたとえば過去における補助金の少ないこと、あるいは民間に依存するといふだけではやはりにくいこと等々の弊をなくする、つまり財政的な裏づけということが内の、内容的に言うならば一番のねらいとなったといふことがほんとうじゃないだろうか、こういうふうに思うので

すが、それはどうなりましょうね。

○鈴木国務大臣 もちろん、その点も大きな理由の一つでございまして。今後やはり国が行なうべきもののうちで、学術振興会で行なうべきものと思ひます。そういう場合におきまして、国の助成いたします金額は相当多額にのぼつてくる傾向にございまして、その経理関係について、現在財団法人に対する監督権といふのはきつめて政府としては薄いのでございまして、やはりこれは一般国民の血税でございまして、これを正當に使つてもらひますためにこれを特殊法人にいたしますし、またその監督官庁であります文部大臣が、その支出について責任を持つ体制に置く必要があるといふところに、この特殊法人にいたしました一つの大きな理由がございまして。

○吉田(賢)委員 いまは世界的視野で世界的な活動をするあらゆる団体がございまして、いまごろに日本が特殊法人にすることといふことで、世界的な信用を高めるといふことはちょっとナンセンスじゃないだろうか、こう逆説的に考へるのです。むしろ百八つもあるいまの特殊法人であります。が、これにつきましてもだんだんと整理しようという声が非常に強いのではございまして。こういうときでありますので、その点はどうかと申す。しかし、もつと端的に言うならば、これを特殊法人にすることによつての短所、つまり財団法人であることをやめて、もつぱら政府の行政の補完的な任務を持ったような機関に置きかへる、こういうことによりまして、たとえば学術振興会の寄付行為にうたつておるような、第四条には本会の目的達成のための事業がそれぞれうたつてあります。たとえば第四条の第二号、「学術研究と産業化との」、これは界の間違いではないかと思ひます。この「緊密化を図る」、こういうふうな面につきましても、従来の財団法人の振興会の業績を見てみますと、産業界における学術研究が、

これでは国内的ですが、この委嘱というものが相当多量を占めております。こういう点から見ても、かえつてこれは緊密化を失ふのじやないだろうか。つまり学術研究と産業界というものの緊密化というものは失われるのではないだろうか、こういう点についてはどうだろうか。こういう点が一点あるのです。これは、これを特殊法人にすることにによりまして生ずる短所としての私の疑問であります。

それからもう一つは、財団法人でなくなりましてばかりに、このような広範な寄付行為といふものがなくなつていきまゝるので、したがひまして、弾力的な運営が非常に阻害されるのではなからうか、こういうことも実は感じました。

第三に、これは少し思ひ過ぎ、心配し過ぎですけれども、首脳部人事につきましても——あなたにほそいうことはございせんけれども、適當でないような、いわゆる天下り人事といふようなものがございまして、そういうことの結果、ほんとうは成果があがらずして牛を殺すといふようなことになつて、やがてまた何年後には、統廃合の對象にされるようなことになるのではないだろうか。これは心配します。これが伸び伸びとした弾力的な運営をしまして、世界的に雄飛するようになつたならば、そのほうがよほど大きな将来性があるかなといふふうにさへ思ひます。これは私の一つの考へ方にすぎませんけれども、こういう面が、特殊法人にすることによりまして、かえつてその短所を抱き込むといふことになりやしないだろうか、こういうことを心配するのですが、これは大臣、どうお考えになりますか。

○鈴木国務大臣 財団法人の場合におきまして、維持会員として各産業界から拠出金を募りまして、そしてその会員のところと学者との間にタイアップいたしました、産業界のいわゆる研究開発を学術振興会が、仲介の労をとつてまいりますが、仲介と申しますか、仲介の労をとつてまいりたのではありません。今後学術振興会が特殊法人になりましても、この点は学術振興会の非常に重要な仕事の一つになると思ひます。でございまして、そういうような仕組みは、やはり今後も、特殊法人になりましても続けていく必要があると思ひます。ただ、形式におきまして、維持会員といふのをどういう形に持つていくかといふことは、今後検討してまいりまして、いままで学術振興会とタイアップしてまいりました産業界が、あつてこの特殊法人にいたしますことを要望してまいつたのでございまして、私は、むしろこれができるといふことで、その機能をますます伸張してまいることができると考へておるのでございまして。特に最後に申されました人事の問題でございまして、これにつきましても、私も、学術振興会の会長たる人は、学問的に申しまして、また国際的に申しまして、万人の納得する方をぜひお願いをしなければならぬと思ひまして、今後でございました際には十分各方面とも御相談申し上げまして、一流の方をぜひお願いしたいと思つておる次第でございまして。

○吉田(賢)委員 第三点は、この特殊法人といふものの性格ですが、最近特殊法人が前段申しましたように百以上ございまして、一体この本質は何だろつといふことが、いま国会におきましても議論されて、まだ定説はございせん。そこで、これは、たとえば行政学的に見た場合、法律学的に見た場合、一体この特殊法人は何と規定すればいいんだろつ。この点につきまして、これは事務当局でもよろしゅうございまして、どういふふうにお考えになりますか。

○天城政府委員 現在御審議を願つております法案を前提にして考えますと、日本学術振興会法という特別の法律に基づいて設立される公法人と考へておるわけではございまして。特殊法人の性格そのものにつきまして、御質問のように法律上いろいろな問題点がございまして、いろいろな申し上げますといへば長くなるのでございまして、一言で申し上げれば、特別法に基づいて設立される公法人と考へておるわけではございまして。

○吉田(賢)委員 一体特殊法人の性格をはっきりさすということが、これはいまの段階におきましてはどうしても必要なことでございますが、それならばこの法人につきまして定款をつくらなくと、たとえば一般の法人は、あらゆる法人が定款並びにその他の内部規定をつくっておりますので、これを保持しておらぬのは一体どういうわけがあるか。前の財団法人は寄付行為をもって内部的な定款、規定を明らかにしておりましたので、これにはそういうものは全然用意されないういですが、この点は将来も定款をつくらないのか。定款をつくらないで、この法律と、若干最終には文部省の省令に委任する事項があるようだが、それで内部のあらゆる役員以下の職員の業務上の規律、あるいはまた事業、あるいは財政、会計等につきまして一切をそれに準拠せしめる。この法律だけでということなのか、あるいは定款をつくらないなら、なぜつくらないのか、この点をひとつ明白にしてもらいたい。

○天城政府委員 御指摘のとおり、この法律では特殊法人としての定款はつくらないことになっております。ただ、定款の内容とされておりますものは、その法人の目的、名称、事務所の所在地とか、あるいは財務とか会計に関する事項などございまして、これはすべてこの法律に規定されていることとは同じでございます。したがって、最近の政府の立法のやり方でございまして、けれども、最近新設されます特殊法人は、もう法律事項と同じことを定款で繰り返すことになりませんので、そういうことで定款を特につくらない。法律に書いてあるのが基本的な問題であって、あとは業務方法書ないしは財務、会計に関する規定等を制定していけばいいではないかと考え方で、最近の特殊法人についてこういう例がだんだん出てきておるわけでございます。別に他意はございませんで、最近のそういう政府の立法の例にならうたまででございます。

○吉田(賢)委員 それなら進んで伺いますが、この特殊法人の目的は第一条に尽きるのでござい

すか。

○天城政府委員 この法律の目的と書いてあるところがまさに基本的な目的でございまして、その目的をふまえたいたしました事業として二十条に列挙してございまして、この両方で明らかだと考えております。

○吉田(賢)委員 第一条には目的の規定がござい

○天城政府委員 ただいま御指摘の第一条の目的

○天城政府委員 地域、対象ということでござい

○吉田(賢)委員 やはり定款がもしつくられず

○天城政府委員 御指摘のとおり、仕事は何をや

○吉田(賢)委員 これはやはり、あなたはこの法

てこないですね。ですから、もしこれが、企業で

はありませぬけれども、そのあとで書いてあるよ

○天城政府委員 御指摘のとおり、仕事は何をや

○吉田(賢)委員 これはやはり、あなたはこの法

○天城政府委員 御指摘のとおり、仕事は何をや

○吉田(賢)委員 これはやはり、あなたはこの法

いけば、文部大臣がそれを認可するのだというのでは、これはやはり一問答じゃないのであります。何を一つくつてもいいの。これはあかぬ、これは方針が違ふ、こういうものではないというところを一言言われても、法律にはよりどころがない、何も書いてないのだから、というところになりますので、私はその基準となるべきものが制度の上で明らかになっておつてしかるべきではないか、こういうふうなお尋ねをしたのであります。

○天城政府委員 これはたいへん抽象的なことを申し上げて恐縮でございますけれども、この法律の目的、それから事業から御判断いただきますように、研究の助成あるいは国際共同事業の促進、産学協同事業の推進というふうなことにつきまして、それについてどういふ条件を付したり、あるいはどういふところとやつてはいけなかつたか、あるいはどういふ学問分野の人には援助をしていいとか悪いとかいふことは、そもそも考えないのがこの学術――特にこれは基礎的な研究が中心でございまして、そういうことを考えないのがむしろ本旨じゃないかと思つておるわけでございまして。現在も目録の關係は予算的に非常に目立つておるようでございまして、金額的には別でございまして、現に宇宙線研究ではインド、ボリビアの共同研究もやっておりますし、あるいはテヘランとかナイロビにおける地域研究にもこの機關から調査研究費を出すというふうな仕事もやっております。あるいはイタリアのナポリにおきまして海洋生物学研究につきましても仕事をいたしております。そういうふうな關係でございまして、別にどこをどういふ規則をいたさないことによつて、かえつて伸び伸びと、この学術振興會を中心にしていろいろな事業の發展ができるのじゃないか、このようにも考へておるわけでございまして、御趣旨の点は私もよくわかりますので、積極的な意味で特定の規則がないと困るのじゃないかという御趣旨は、私はこの會の趣旨から關係者も十分理解してやつていただけるのじゃないか、こう思つております。

○吉田(賢)委員 ちよつと大臣に、その点の締めくくりとして伺つておきます。

この財団法人日本学術振興會の寄付行為のいわゆる事業の趣旨、目的、これが第一号から第十一号まで書かれておるようでございまして、大体的、事業につきましても、前者の財団法人のこの規定が踏襲されていくものというふうに理解していいでしょうか。法案の字句を文理的に読み、解釈いたしまして、あまり変りがないように思いますが、そういうふうな理解していいでしょうか。

○鈴木國務大臣 大体において、いままでやつてまいりました財団法人の事業を、この新しい特殊法人が包括しまして継承してまいるということとつたのでございまして、しかし、特殊法人になりましてならば、いままで財団法人が行なつておりました事業以外におきましても、必要が生ずればこの法人でやるように考へております。

○吉田(賢)委員 前の財団法人当時の学術の寄付行為には、たとえば委託を受けた学術並びに応用に関する調査研究を行なうこと、調査研究というふうな事項までございまして、あるいはまた、フェローシップを供与して研究者を養成する、こういうこともございまして。この点は第四号にあるようですが、前者のほうの直接研究するということは一切ない、これがいまの新しい学術振興會でございまして、その点どうです。

○天城政府委員 いまのお話の、基本的には現在の学術振興會のお仕事の幅は、もちろん新しい法人のほうもその範圍になると思つて。具体的に御指摘になりました表現が、たとえばフェローを供与しというふうな言い方は今度は使つておりませんけれども、先ほど申したように、研究者の援助をするという中で当然この仕事をやっていく考へております。

それから、学術振興會寄付行為の十号でございまして、委託による学術、それから応用に関する調査研究を行なうこと、これは表現が実態と少し離れておるようでございまして、これがいわば産

学協同のあつせんをしておる仕事でございまして、ここは研究機關でございまして、こういう御要望があれば研究者と學者との間の委員會をあつせんするとか、そういうものを構成するとかいふ仕事を今後やつてまいりますので、基本的には、現在の学術振興會の仕事は引き続いてやれると考へております。

○吉田(賢)委員 第五に、財政の構成について伺いたいのでありますが、事業活動の資金規定が明白になつておらぬようでございまして。第五章は財務及び會計の規定でございまして、この財政の構成につきましては、事業活動の資金關係の規定が明白でありませんが、一体何を主にして原資にしよう、引き当てようというのでしょうか。その点いかがですか。

○天城政府委員 この法人の財政でございまして、振興會の資金、これは現在もそうでございまして、將來も国庫補助というものが非常に大きなウェイトを占めてまいります。もちろん民間からの寄付金あるいは事業に伴う手数料の収入がございまして、主として国庫補助金でまかなつていく考え方でございまして、それに基づいて資金計画というものが、毎年作成されるように制度上なつておるようでございまして。ここで従来の財団法人とかなら今後の行き方が違ふんじゃないかとすれば、資金の關係で寄付金が非常に多いということと、それから管理経費等は、全額国の経費でまかなえるような点が非常に違つてくるかと思つております。

○吉田(賢)委員 そこで、お説によりまして、一般會計の国庫補助を最大限の原資にするらしいのですが、それならば、たとえば補助金を取るとなれば、御承知のとおり補助金適正化に関する法律がございまして、これによつて規制は受けます。その予算の許す範圍内において予算を組むとか、その補助金が交付せられるとか、何かもつと具体的な財政規定、財務規定をどうして置かなかつたのでしようか。これを想像し得る規定は、三十四条に「国の配慮」という規定がございまして、これには、

同は第一条の目的達成のために振興會について必要な配慮をすること、近ごろは立法技術としまして妙な字句を使うことになりましたので、国が配慮なすけれども、最近ではちやほちやと見るのでございまして、これは全く奇妙なもうろつたる印象を受ける字句でございまして。配慮というものは、要するに、私は法律的な字句とは思われませんが、要するに、一体その辺はどうして――補助金を最大の原資にする、それならそれでわかりますけれども、国の予算の許す範圍内において補助金をもつて支弁するとか、あるいはまた財団法人の日本学術振興會の基金をもつてこれに引き当てるといったところが、わずかなことしかありませんので、こういうものはどうにも動きがとれません。だから問題にならぬ。結局、失礼ですがけれども、語るに落ちた感じが受けるのです。この辺について、これはどうも明瞭を欠くのですが、もつと補助金なら補助金というものを當てにすることを財政規定、財務規定に明白にすべきでなかつたであらうか、こういうふうな思ひです、その点は大臣、こういう傾向です、同會はごまかされてしまつたおそれがあるのです。どうなんですか。

○天城政府委員 吉田先生の御指摘、みなごもっともでございまして、いまの規定は、従来の同種の規定から見るとちよつとばく然としてゐるんじゃないかという御指摘、ごもっともだと思つてございまして、この三十四条の規定が国の財政援助の基礎という考え方をとつております。従来のこの種の規定でございまして、予算の範圍内で補助することができるといふような規定が多いのでございましてけれども、大体そういう規定自身が、あの意味ではかなりナンセンスと言つては變でございまして、予算の範圍内で補助することができるといふことには、これは非常に抽象的過ぎてしまつて、負担をするとか何分の一が負担するとかいふがちりちりした規定ならよろしいのでありますけれども、そうでない場合に、補助す

ることができるといふことは、しかも予算の範囲内であることが上にかぶさっている以上は、財政的な配慮に全面的にゆだねたという形になるなら、法律的にそういう規定はあまり積極的な意味がないんじゃないかと考へ方が政府内部でございまして、最近御指摘のように必要ない配慮という表現で、もう少し広く、財政上以外のことあり得るだろうから、税制上の問題も非常にあるだろうというところでこういう立法例になったわけでございます。御趣旨はもうよくわかりますし、それからわれわれも申し上げたように、国庫補助というものを大きな財源としております点も御理解いただけたと思いますが、何回も申し上げますように、規定上最近の立法例でこういう整理をしたもので、御了承願ひたいと思います。

○吉田(賢)委員 この法人は資本金はあるのですか。

○天城政府委員 ございません。

○吉田(賢)委員 そうすると、もつと端的に申し上げますと、これを実施する際の——公布されたら直ちに出生しなくちゃいけません、資金源はいまの補助金と、それから前の財団法人からの引き継ぎ資産、さしあたってはそれを当てるにしようとする。それなら四十二年度におきましては、補助金は財団法人のほうについておるのでしょうか。おるとするならば、それを引き継ぐことになるだろうが、それを引き継ぐという規定が、この法律にできておるのだらうかどうだろうか。国会は補助金をつけておるとするならば、補助金はこれはひもつきの補助金でありますので、名前をきめた補助金ですから、それを違った法人格のものに流用することは、これはまた規定が必要でないかと思うのですが、その点いかがですか。

○天城政府委員 本年度日本学術振興会、これは予算の決定当時は財団法人でございまして、これに対する国庫補助金三億三千万というのが計上されて、御承認いただいておりますわけでございます。したがって、国の予算としては、財団法人の学術振興会に三億三千万という形になつておりますし、その前提ですべてが考えられております。それが特殊法人になりました場合の権利、義務の受け継ぎのことでございますが、本法の附則の九条に、この財団法人学術振興会からの権利、義務の引き継ぎの規定がございまして、特に第三項に、設立認可があつた場合に、財団法人の振興会の一切の権利、義務は、この特殊法人の成立のときにおいて特殊法人に承継されるという規定がございまして、いまの補助金関係も特殊法人に引き継がれる、こう理解しております。

○吉田(賢)委員 国会では、財団法人日本学術振興会に三億三千万の補助金を出すべき一般会計が議決されたのでございまして。そこで、補助金は、こまでくるとこれは行政科目になつておるかと思うのですが、これは附則九条の単に権利、義務というところで、合法的に引き継ぎは、財政法的措置は遺漏ないのでしょうか。ちょっと私はその点をよく研究をしておりますけれども、なければいけないのですか……

○天城政府委員 先生御案内だと思つたので、よいなことを申すのは恐縮ですが、補助金を出す場合にやはり交付決定をいたしますから、そこで、財団法人はもうこの四月から本年度の事業を始めておりますので、交付決定をいたしますと、それによって財団法人の振興会のほうとしては、補助金を受ける権利と申しますか、それが入るわけでございます。それを引き継いでいく、こういう考へ方でございます。

○吉田(賢)委員 一応は、国会は予算を議決したときには、この特殊法人はまだ全く予想いたしておらなかつたことであるので、この点はひとつ将来の問題といたしまして私も研究させてもらいたい、こう思います。それから、従来財界等から寄付があつたようでございます。もつともその後の実績は、寄付がなくなつたやうでございます。四十二年の財団法人の日本学術振興会の予算書を見ても、民間人からの寄付が歳入予算書には出ておらぬやうであります。ことに維持会からはきておらぬやう

であります。今後産学ともに研究していくという、産業開発のために研究する、そういう方面から、産業界からの寄付なんか想定されておるのだらうかどうか、寄付を採納するということがあるならば、どの規定によつてこれが可能なのであらうか、その二点はどうか。

○天城政府委員 御指摘のとおり、従来特に産学協同の研究事業につきまして民間企業の寄付金がございまして。今後、事業を継続していくという前提では、この寄付金は期待いたしてございまして。法律上そういうことに關する手当ては、という御質問でございまして、これは一般にこういう限りはもう受けられるという前提でございまして、この特殊法人になりましてからも、主として産学協同事業を中心といたしまして民間からの寄付金は仰ぐ予定でございまして。

○吉田(賢)委員 時間がなくなつてまいりましたので、急ぎます。

第六点といたしまして、四十二年度における事業計画はあらかじめ持つておるのだらうかどうか、これに対する予算計画は、要するに、この財団法人の四十二年度の事業収支の予算書というものに基づいていくつもりなのであるか、あるいは新しくさらに計画を立てるのか、これはどちらでしよう。

○天城政府委員 一応現在の財団法人の段階での予算の考へ方がございまして、特殊法人になりましてからまたどうなるか、いろいろのことがあろうと思ひますけれども、少なくとも予算的には、財源的には国庫補助が事業の経費として中心でございまして、現在のところ四十二年度、特に大きく新しいものはまだできない状況でございまして。特殊法人としての基礎固めに、この四十二年度はむしろ中心を置くという考へ方でありまして。

○吉田(賢)委員 私は、やはり少なくとも国会審議、さらに参議院においても議論がなされると思ひますが、いろいろと指摘された問題点、それか

ら財政の計画、あるいは事業そのものの、そして具体的に目的達成の目標とかあるいはその対象とかいうふうなものが幾多指摘されておりますので、少なくともこういう国会論議のなかつた段階におけるこの財団法人の学術振興会の収支予算書というものは、相当改変されてしかるべきではないか、こういうふうな思ひます。したがって、事業計画、これに伴う収支の予算計画、そういうものは国会論議を相当参照いたしまして、そして新たに検討するという用意があるかないか、この点ひとつ大臣にはつきりしておきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 四十二年度におきましては、大体四十二年の予算が確定いたしておりますので、いままでの財団法人の援助をいたしますやうな予算の範囲内におきまして一応実施せざるを得ぬかと思ひます。しかし、この後にございまして必要やむを得ざる必要が生じますればまた別の問題でございまして、一応四十二年度はこの予算で踏襲してまいらうというところと思ひます。ただ、四十三年度の予算につきましては相当画期的なくふうをいたしまして、やはり事業の相当思ひ切つた飛躍をぜひ考へたい、こう考へております。

○吉田(賢)委員 しかし、三億四千万円の予算で三億三千万円を国庫補助にたよつておる。こういうやうな、まことにこれは言うなら不自然です。財団法人であるものが、そして産学協同研究とかいうものを振りかざしていくものが、そして財政的な維持会というものをつくつて財界の一流のメンバーが役員になつておるやうなそれが、理由のいかんにかかわらず財政支援なしに予算が組まれておるといふことは、何らかの不審、何らかの事情がなくてはならぬ。こういうことだから、やはり予算そのものを抜本的に再検討する必要があると思ひます。なほ、漫然といくというところであるならば、この特殊法人をつくるという趣旨はもう斬新な感じは何も見えませんが。ただ古いものを踏襲して、十年余り何かと事情があつて、今日やつと目の目を見るやうになつたというやう

案を立てなさいと言うのでは、これは新任の代表
ければならぬということ。それから学振に対する

いろいろな期待があるのでございますけれども、何ぶん——現状を批判してはいかかと思ひますけれども、現在の事務能力その他からいって新しい事業をこなし切れないという状況も、特殊法人にしなければならぬ一つの理由になつております。本年度はぜひそういう基礎固めをいたしまして、国の補助金もいろいろ御指摘もございましたけれども、事務体制のほうもきっちり整えるという基礎を先決にしたい、その上でいろいろ御指摘のございました将来の事業発展を期したい、こう考えておるわけでございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 そこが大事なことでございまして、そういうことが非常に重要な切りかえですから、その切りかえのときには経過規定、経過措置といったものがきつて重大でございまして、したがひまして、これは人的に、あるいは財政的に、制度的にそれぞれ経過遺憾なきを期さなければならぬ、こう申し上げるのでございます。でございまして、事情変更いたしましたならばそれに対応するような予算措置、事業計画、したがひて人がかわればそれぞれ意見があらう、こういうことについて、寛容な態度を持つていくのでなければ、これは官僚支配の、弾力性を失つた、硬直し切つたところの機関になり切つてしまひます。これがいまの公社、公団全体を通じました一つの弊害なんです。あまり干渉し過ぎるので、伸び伸びとした自由な創意くふうが用いられないという点が、一つ批判があるわけなんです。そういうことにおちいつてはならぬので、私はここで御注意申し上げるのです。ですから、いまが大事なんです。いまが大事だから、一たんきめてあるものを古い衣でこしはやれというような考え方を踏襲しないで、ともかく新しくなるときには、これはその時点におきまして新しい人あるいはその情勢に応じて、財政も事業も、あらゆる面から再検討するという余地を残して経過をする。この経過が大事なんです。こういう経過についての配慮がちょっと足りないと思ひますので、やはりこの点

は政令なりあるいは省令で適當に補充することになりましよう、ここに若干の委任事項もあるようでありまうから。大臣、根本的に考えになりませんと、来年はそんなことをなさつておりましたら、よしんばこれが通つてもいろいろな非難がきつと集中しますよ。私はそう思う。そういうことを思ひますので、この点、重ねまして私はやはりはつきりした覚悟、方針を承つて、そしてぜひともそういうような線に沿つてこの際は経過するように、特段の処置をされることを希望申し上げたいと思つたのですが、これについて御意見を伺つて、これで終わります。

○鈴木国務大臣 御趣旨の点は十分尊重いたしますし、また、新たに会長がござりました際に、その新発足いたしました際に、現在の予算措置で非常にも都合な点があるというお考えでございまして、私も御相談するのによぶさかではございません。ただ、再三繰り返して申すようにございまして、いろいろ研究者に対する研究費の配分とか、研究者の選択とか、そういう事業がずっと進んでおるものでございまして、その財団法人のとき決定いたしましたことを、全然御破算にしてしまつたということも非常に困難ではないか。ただし、特殊法人にいたしました場合におきましては、この将来計画につきましては、十分新しい特殊法人の御判断とか計画とかいふものを尊重いたしまして、この事業の伸展を私どもとしては大いに期してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 私は、全部御破算になさいと申し上げるのではないのであります。場合によりましては補充なさう、場合によりましては根本的に再検討して、そしてあるものは御破算なさう、この点での含みを持つておるのであります。この事業の内訳に盛られておるものを見ましても、たとえば流動研究員制度の実施というように、相当お使いになつておる。国際的協力といつても日米科学協力研究、これが二億円、一番大きなも

のです。その他国際共同研究事業、宇宙線の研究などありますけれども、たいしたものじゃありませんよ。こんなものはたいしたものじゃありません。御破算しなればいかぬとか、するおそれがあるとか、そんなようなそれはどう思ひ詰めた気持ちでなしに、もつと伸び伸びとなさうと、この程度のこと日本文部省ともあらうものがあまりくだつてしまつた、これ、この際新発足して世界の要請に應ずるなら、それらしい品位もかまえて持つていかねなければならぬ、こう思つておるのです。それで伺つておるのです。

○鈴木国務大臣 もちろん私も、一応この予算が決定いたしておりますものですから、予算の範囲内ということにこだわつておつたわけでありまして、新しく特殊法人として発足しまして、事業の内容におきましては、やはりこれは補正予算その他の関係になりますので、これはその場になりましてからあらためてお願いをいたすことでありますので、いまからそういうことをお願いすることとを予測しましてお答えするといふわけにはいかなかったものでございまして、その点は、十分御趣旨を尊重して今後まいりたいと存じます。

○床次委員長 有島重武君。

○有島委員 わが国の學術振興の強化ということにつきましまして、これは緊急のことでもあり、また非常に国家の必要事である。このたびの特殊法人にいたしますことが、ほんとうにこれが學術の振興強化にそのままつながるものであれば、私もここに賛意を借しまぬものでございまして、いままでも数々の質問がございまして、ほぼ問題点が尽くされておるようでありますけれども、多少重複すると思ひますけれども、ここで少しく質問させていただきます。

いままで問題になりました点、一つにはこれが官僚統制にそのままつながつていくのじゃないか、そういうような疑いが幾つかございまして、いま文部大臣は責任体制を強化するのだと申されましたけれども、これは年限がたつにつれまし

て、その責任体制というものがあつた場合には逆用されまして、いままでも数々質問がございまして、うに、目先の財界の要請なりあるいは産業界の要請なり、あるいは権力抗争の上の動きにつながらうというような可能性が、このたびの措置の中に含まれるのじゃないか、そういう心配があるのじゃないかといふまでもない心配をいたつたわけでありまうけれども、その点について大臣の御見解を伺ひたいのです。

○鈴木国務大臣 これは、學術振興会が行ないます事業の大部分は、やはり国が學術振興のために行なうべき事業といたしまして国の予算を計上しまして、これを學術振興会に実施してらうという関係になるわけでございます。したがひまして、この學術振興会に国費を出します金は、これは國民の血税でありますので、學術振興会がその金の使ひ方について間違ひがあつてはならないと思ひます。そういう意味において、業務のやり方につきましては、やはり国として責任を持つて監視しなければならぬと思ひます。しかし、實際上の業務そのものといひまして、私も私どもはワタシをきめまして、それから予算を計上いたしますけれども、たとえば特に政府以外の特殊法人にいたしました一番大きな理由は、学問の自由と申しますか、研究の自由と申しますか、また学問の輕重の判断と申しますか、こういったものは専門の學者なりにおまかせして、そうしてこれは行政的にタッチすべきものでないと思ひますので、その点、やはり選択なり業務の実施につきましては、あくまでこの法人の自主的な運営にまかしてまいり、これが私は運営の今後のあるべき姿ではないかと思ひます。その点は、私も文部省におきまして、たとえば文部省自体がいたします科学研究費の配分にいたしまして、その科学研究費の配分は科学研究費の分科会をつくつてやつておりますが、分科会のメンバーは學術會議から推薦を受けまして、そうしてその学問的判断は、文部省は全くそれにノータッチで、そのメンバーによつて構成する分科会におまかせをいたしておるわけでご

第一類第六号 文教委員会議録第十九号 昭和

に理解できるのじゃないかと思うのですが、その

ることは間違つておるといふことを勧告いたしま

て、今後政府の機関の内部にあつて日本の學術の

一九

それから、學術會議で非常に不安になったと申されまして条文の改正問題を論議されましたが、學術會議においてすら条文の改正ということについては、これは不満ではあるけれども、改正すべしという決議にはなりませんでした。これをもし条文を改正せよという決議になったら、たいへんな問題があると私は思うのでございます。なぜならば、これは私ども十分御説明しておわかりいただいたいと思うのですけれども、學術會議は事實上政府機関であり、われわれも政府機関でございますが、この法人も政府機関であります。同じ政府機関同士の中で、學術上の問題について學術會議が決議をして勅告をして政府をしてやらしめる、そ

これは理想的に言えばそうでありましようけれども、そうでないのですね。私はほかの委員会にも出ておりますけれども、これはそうはいきませんよ。私は物価の委員会に出ておりますけれども、同じ農林省の中でも違うわけなんです。平たく言っちゃえば勢力争いみたいになっちゃうわけですよ。外部とのつながりもあるわけです。それで、ちょっと話が広がりますけれども、政府そのものは、學術に關してはすべて全面的に學術會議の決定どおりにやるか、そうはいかないでしょう。やはり財界の力もある、産業界の力もある、學術振興の決定の要素は學術會議ばかりじゃなしに、産業界の要請も非常に大きいシェアを占めるのじや

○有島委員　いま伺っておりますのは、学術会議以外に学術振興に関してのそういうような決定要素があるんじゃないか。産業界の要請とか財界の要請、そういうことがかなり大きい比重で起こり得るのではないか。現実にも起こっているのではないか。そう申し上げるわけです。それはいかがですか。

をいたしまして、たとえば文部省の中で大学に
かなる研究所を置くかということ、一々までは学術
会議で勧告をしておりません。おりませんことで
も、やはり大学のはうで必要がございますればそ
ういう研究所を設けることはございますけれど
も、しかし、これは学術会議と非常に意思が反し
た、学術会議の希望しないような研究所をもし設
けようとするれば、もちろん反対に学術会議から
そういう研究所は設けてはいかぬという意思があ
るはずでございます。そうでない限りは、一応学
術会議の勧告の中にございませんでも、やはり文
部省の行政の中ではどんどんやっていくものもご
ざいます。学術振興会におきましても、もちろ

ていただきたい。

○**羽木国務大臣** いま申しましたように、学会

○有島委員　ですから、ほかの要素もあるわけですね。学術会議が同じ政府機関であるにもかかわらず、剣文本部大臣がかえってそんなことを言われるのはおかしいと言われましたけれども、こちらはおかしいと思つても、学術会議のほうでは、希望も持てるけれども心配も持つのだといわれ

ているゆえんは、その辺にあるのではないかと思われ、それです。ですから、この法文についてやばり不備な点があるのではないか、そのことを言っているわけですよ。学術会議でも言っているわけです。そうじゃないとが言っているのは文部省側だけであるという印象です。それで学術会議のほうも、お話をすると、われわれにはそれを法的措置をとるだけの権限もない、またそういう場所でもないからこれ以上は言わないのだけれども、心としては法的措置をすつかりとってもらいたいのだ、もしそれが学術会議の心であるとすれば、それをすなおに受けて、そしてここでもって何らかの将来に対しての危機に対する歯止めを挿入したほうがよろしいのではないか、そう思うわけでありまして、それについて先ほど大臣は、将来そうした事態が起こったらそうしようと仰せられますけれども、すでにいまそうした事態が将来についてはこれでは起こり得るという危機が十分あるわけなので、そのために法律はできるわけですね。政府機関だから、何から何でも全部統一がとれているなら、何もこんな法律を一つつくることはないわけですよ。法文化してつくる限りは、やはり現時点において考え得る最悪の条件までを考え、そして設定していくべきじゃないでしょうか。

○**朝木国務大臣** 私は、きょうの学術会議の参考人の御意見につきまして承っておりませんから、どういふ御質問があったか存じません。しかし、私にとりましては、学術会議が不満に思う具体的な問題は何かあるのか。学術会議の仕事は、日本の学術振興、学術研究に対する重要なことについて政府に勧告をするということになっております。重要なことについて勧告する中におきまして学術振興会がやるべき仕事が含まれておりません。文部大臣が責任を持ってそれをやっていますように、これは特殊法人ですから、予算的措置も何も一切やっていく責任を持っているわけでございます。そういうものを学術会議において決議したにかかわらず、何ら考慮されないで振興会

は何にもやらぬのだ、こう御不満をお持ちでございます。それとも、学術振興会の平素の業務について、何か学術会議からお指図を受けるようなことがあり得るのでしょうか。その点は、学術会議の本質的なあり方としては、あくまでも政府に対する勧告という面によって学術会議の機能が発揮されるべきものであって、その平常の業務に対して学術会議が何か支配力を及ぼすとかいうことは、法文上も何も考えられるべき問題ではございません。しかし、実施上学術会議の勧告のとおりに線に沿ってやっておるかどうかが、事実上これに御不満があるならば、連絡会議を開いて学術会議とも常に連絡を申し上げましょう、こう申し上げておるのでございまして、学術会議が何か上級監督官庁とか、そういう問題ではなしに、あくまでも勧告機関なんだ、勧告に沿って政府がやらないければ、それはけしからぬじゃないかといふ、学術会議の決議をもって私どもが非難をされてもやむを得ないと思います。しかし、そのとおりにはやっておれば、何にも御不満はないはずなんです。そのところは学術会議の先生方に――どういふ御答弁があったか知りませんが、私は十分その点はお話し合いをいたしまして、納得していただいておりますと確信しております。ですから、学術会議の機能以外に、学術会議が何かほかの逸脱したものをお考えになれば別です。勧告して政府をしてやらしめる。しかも、こういふことは学術振興会がやるべき仕事であるという勧告が学術会議からあれば、その勧告を実施しているかしてないか、勧告してもやらないという御不満があれば、これは文部大臣の責任でございますから、そのときは学術会議が文部大臣に対して御不満を言えば、私は責任を持ってその勧告を尊重して、学術振興会の今後の事業に対して、学術会議の勧告の線に沿ってできるだけ、そういう覚悟をしておるわけですから、たとえ学術会議といふのは重要事項についてでございますから、小さな日常の茶飯事につきまして一々決議でどうという問題ではございません。この問題はあくまでも

も文部大臣が責任を持ち、学術振興会自体が責任を持つてやるべき問題だと思っております。ですから、その点について、学術会議との密接な関係を持つていこうというのを私どもは十分学術会議に申し上げておるのでございますから、その点に對する御不満という点が具体的に何であらうかという点については、私ども実は想像がつかない問題でございます。私は、現在のこの法律ができましたならば、この点は、学術会議自身におきまして十分御満足いただけると確信をいたしております。

○**床次委員長** 有島君に申し上げますが、先ほどから御質疑を承っておりますが、すでに御意見を分に入っておりますが、すでに御意見ではないかと思っております。

○**有島委員** それでは、いま学術会議のほうの真意がよくわからない、そういうふうなお話でございました。これはすでにわかっているつもりでありますが、詳しく話をしてみたら実はこういうふうなことであったということがあれば、それは早いうちに解決すべきだと存じますので、これはぜひ近いうちに、こうした委員会の場でもけっこうでありますし、もう一ぺん慎重に話し合いをしたほうがよろしいのではないかと存じますが、その点はいかがですか。

○**朝木国務大臣** その点は、国会でどういふ御答弁があったか存じませんが、私と学術会議の会長、副会長との間にきつとした話し合いがございまして、了解点に達しておるのでございます。その後了解が変わったとの何らの申し入れもございません。その了解点のとおりには、いまもなお私どもの間においては、何らの意思の疎通を欠くような点はないと確信いたしております。

○**有島委員** その点につきましては保留いたします。それから、先ほど財団法人には一つの限界がある。話は少し戻りますけれども、対外的に、財団法人であるというので不都合を感じたことがある

というふうなお話でございましたが、その具体例を教えてくださいたいと思っております。

○**天城政府委員** 特に不都合があるというふうなことは申し上げたことはないと思うのでございまして、ただ、国際的に、最近の大きな共同事業にきざきておるという点で、日本でも単なる民間企業ではなく、法人の機関のほうがベターだといふことを申し上げたわけでございます。

○**天城政府委員** 不都合な事態があるといふことは申し上げたこともございませんし、具体的なケースで不都合だったといふことはございせん。

○**有島委員** そういたしますと、特殊法人にしなればならないという理由の一つとしてあげられました、先ほど対外的問題もありまして、と言われたのでしよう。それは根拠があまりはつきりしておらない。そのように理解してもよろしいでしょうか。

○**天城政府委員** 最近この国でも学術行政が非常に大きなウェイトを持っておりまして、政府機関を設置いたしました資金の面でも、機構の面でも充実をはかってきておりまして、私どもとしては、具体的に不都合な面があるといふことは申し上げたことはございませんけれども、全体としていままでの民間の財団法人のままではその大勢に應じ切れない、こう考えて特殊法人にお願いしたわけでございます。

○**有島委員** こちらで伺っておるのは、それほど根拠の強くない話であったというわけですね。

○**天城政府委員** 根拠は、私どもは大きな根拠としてそれを申し上げておるわけでございますが、具体的に不都合なケースはないかとおっしゃるから、そういうふうなことはございせんといふことを申し上げておるわけでございます。

○**有島委員** そこで、役員の任命権についての論議が幾つか出ておりましたけれども、いままでの事例を見ましても、あまりいいことじゃありません。

んけれども、天下りだとか横すべりだとか、幾つかのことがいわれており、論議されております。そういうたような心配のないようにというようなことは先ほど大臣が言明されましたけれども、任命につきましては、任命の前に推薦ということが当然あると思います。どういふところから推薦を受けて、どこで審議して、そして文部大臣が任命される、そういう段階を当然踏まれるものと思えますけれども、そういうことも何うことはできませんでしょうか。

○**鈴木国務大臣** 法律上は推薦ということばはございせんし、それから實際上ある団体から推薦していただくことはないと申します。ただ、むしろ私も長年文教行政をやっておりますと、やはりどういふ方がいかにということについて相談をいたします対象というのは、相当狭められておると思うのです。りっぱな学者であり、かつ国際的にも信頼の置ける、そして万人の納得するような方というのはそうたくさんおるわけじゃございせんから、そういうような方につきまして各方面ともいろいろ御相談申し上げまして、最優秀者を選んでいくという過程をとってまいりたいと思っております。

○**有島委員** ちょっと話がはずれますが、いまの任命の人物の点でございすけれども、東大のロケット実験のことにつきまして、最近の新聞に、いまでもしばしば誤報があった、そのことについて責任者である高木さんが、これはうそをついたんじやなくて間違つて発表したんだ、そういうようなことを言われた。私たち非常に驚いたわけですが、これが中小企業か何かの人たちが言うならば、うそを言ったつもりじやないんだけれども、間違つてそのまゝ言つた、それでもいい。これが科学者のことでございますから、非常に失望したわけでありす。これは最近の報道でございますけれども、事実こういうようなことがあつたんですか。

○**天城政府委員** 私も新聞紙上で見たのでございまして、大学研究所からその間のことを詳しく報告を受けたら、この点について問い合わせせておられせんものですから、いま確実なことは申し上げかねるわけでございます。

○**有島委員** これはこの前の委員会のときに伺つたことですが、問題は、いろいろな制度、それからそうした規則をつくられますけれども、それを運営していく人にやはり問題があるのじやないかと思ひます。まず学問の自由を妨げることがなく、しかも世界的な大きい視野に立つて学術上の深い理解を持って、しかも財政的及び経営の才のあるような、そういう人材をどうしても見出していかねばならない、そういうような時に来ていられると思ひますが、これと申すような人物がおられますか。これに対しての鈴木文部大臣のお答えは、「私の接触いたしました限りにおきましては、ただいまの研究所長の高木先生は非常にりっぱな方だと思ひますし、研究的に申しまして、またこの研究所の運営にあたりましては、云々、私は高木所長に非常に大きな期待をただいまかけておる次第でございす。それに対して、「もしこの点において誤りますと、やはり非常に大事な時期であると思ひます。百年の悔いを歴史の上に残すようなことにならないように、慎重に御配慮願ひたいと思ひます。このように話があつたわけでございますけれども、いま文部大臣が、万人が納得のいくようなりっぱな人物をと申されましたけれども、もしこうした報道が——これは朝日新聞でございすから、おそらくこのまゝのことであつたと思ひますけれども、こういうことは非常に困ると思ひます。今度の特殊法人の会長、理事長になられる方についても、これはよほど慎重に人選していただくたい。これはそれこそ釈迦に説法になるかも知れせんけれども、国民として非常に期待しておるところだと思ひます。いまの高木さんの問題については、大臣の御所見はいかがでしょうか。

○**鈴木国務大臣** 実は私、けさ朝刊も見るひまがなくで、ずっといままで走り回つておりましたので……その記事の問題を聞いたのでございす

が、これは詳しく調べないと確定的なことは申し上げかねます。ただ、高木さんが、故意に誤つた報道をしたのでは私にはなからうと思ひます。報道の実際の追跡の技術の中の問題じやなからうかと私は想像しておるのじやないかと思ひますが、なおこの問題については十分調査いたしまして、私も御報告を申し上げたいと思ひます。ただ、そういうことがありまして、高木教授はあくまでりっぱなお方だと私は確信を持っております。

○**有島委員** それでは、高木先生の問題はまたあとの問題にいたしまして、先日この問題は問題になりましたけれども、寄付の問題でございす。国庫の補助以外の寄付は、今後とも増大する傾向になるでしょうか。この点について。

○**鈴木国務大臣** これはいままで財団法人で、維持会というやうな形で参画してゐていまして、特殊法人になりますので、この会員のあり方につきましては特別に検討しなければならぬと思ひます。しかし、実際は財界方面で特殊法人にしてもらうことを非常に熱望したのでございすから、私は、財界からの、いわゆる法人以外からの寄付というものは、相当今後ともより以上にたくさん期待できるのではないかと、また期待をいたしておるわけでございます。

○**有島委員** そうすると、増額されるということが予想されるわけですね。

○**鈴木国務大臣** はい。

○**有島委員** そういたしますと、先日問題になりました寄付についての規定が何もないというところ、これは寄付を禁じないことであるというやうなお答えが大学局長からあつたように思ひます。これは、これは寄付についての規定が何もないわけでありすから、その理由をもう一べんお願いしたい。特に寄付を受けてはいけないという禁止規定がない限り、寄付を受けることはできるわけでございます。その前提のもとに、法文上、寄付を受けることの可否についての条文を入れたかつたわけ

であります。ただ、寄付を受けることについての振興会自身としての財務規定とか、あるいは資金計画とか、予算の管理、これはもちろん明確に財源として処置しなければならぬと思ひますが、法文自体としては特にそういう規定は必要ない、こゝろ考へておるわけでありす。

○**有島委員** いままで財団法人だったときには、その寄付の収支につきましては、これが会計の中に明確に記載されていたのでしょうか。

○**天城政府委員** 財団法人時代には、維持会からの収入として規定された予算の中に含めておりましたし、会計上は一般会計とは別に、いわば特別会計的な処置をして運営しておりました。

○**有島委員** 私たちとしては、寄付についてこれがかんり大きい額に今後ともなるとすれば、やはり法文上の規定をすべきではないかというふうに考へますけれども、これについては今後とも全く法文の上には不必要である、そういうふうにお考へですか。

二二

に聞いておりますけれども、この点について来年度はどのくらいの予算を予想されておられるのか、お伺いしたい。

○**鈴木国務大臣** 実は私、百億円と申しましたのは、現在科学研究費が、文部省のほうは約四十二億でございます。クラブで話しましたときに、これで画期的な増額とすれば、少なくとも百億円をこさなければ画期的とは言えないだろうということをお話したのでございますが、予算要求いたしましてはなお研究中でございますけれども、実は百億の線も突破したいと思っております。

余談でございますけれども、これは総理からも特別に、この科学研究費の増額ということをおっしゃられました、なお先ほど科学技術の特別委員会に大蔵大臣参つておられて、大蔵大臣もまた同じような答弁をされておりました。来年度の予算については、自分としては、思い切った科学研究費の増額計上をするように努力するにやぶさかでないと思っております。これは一つは、資本自由化に基づきます日本自体の研究の強化ということが非常に重大な課題であると思っております。ただ、私どもは、この自由化という問題を離れまして、日本の学術自体の問題としてこの際画期的な科学研究費の増額をはかりたい、こう考えておるわけでございます。

○**有島委員** 参考までに伺っておきますけれども、諸外国における学術振興費というものは大体どのくらいなものでしょうか。アメリカとイギリスとフランスと西ドイツぐらいを伺いたいと思っております。できればソ連も……。

○**天城政府委員** 資料の関係で同一年次がなかなかうまくそろわないのでございまして、若干年次のズレがあると思っております。

研究費のとり方でございますけれども、人文、自然、社会を全部含めたのはございせんので、自然科学の部門についての比較の資料について申し上げます。

日本は、六五年の数字で申しますと、自然科学部門の研究費が四千二百五十八億でございます。

昭和四十二年七月十一日印刷

国民所得との比率で申し上げたほうがあるいははつきりするかもしれませんが、一・七%でございます。アメリカは、六三年の数字でございますが、一兆二千四百六十億でございます。国民所得に対する比率が三・七%。ソ連は、六四年で二兆一千五百六十億でございます。比率は、二・九%。イギリスが六四年で、七千六百二十七億、比率は二・九%。ドイツ連邦共和国が、六四年で、七千七百十六億でございますので、二・五%。フランスが、六三年の資料で、五千五億、比率で二・三%という数字が、対国民所得比率において出ております。

ちよつと補足いたしますが、国民所得との比率で申し上げましたので、この研究費と申しますのは国民経済における研究費でございますから、公的研究費も民間からの研究費も全部含めた金額でございます。

○**有島委員** 研究費の話が出ましたけれども、来年度以降、大体どのくらいまではどうしてもしなければならぬという下限の線があると思っております。その点についてのお考えはどうでしょうか。

○**天城政府委員** これは昨年、科学技術会議が総理大臣に答申した科学技術の将来計画の案がございまして、これでは、いま申し上げました自然科学部門の研究費は、五カ年間で国民所得の二・五%という数字を言っておるわけでございます。もちろん、これは最終的に政府部内で決定した数字ではございませんが、一般的に、目標として二・五%ということがいわれております。

○**有島委員** 私たちとしては、こうした予算については全面的に支持してまいりたいと思っております。それにつけても、先ほどの学術振興会の問題でございますけれども、こうした運営上の問題、もちろん法的措置について、どんなロードにもたえるような、どんな事態にもたえ得るような完べきなものにして、その上で予算をこなしたいかのようにしたい、そう願うものであります。

昭和四十二年七月十二日発行

質問を終わります。

○**床次委員長** この際、小委員会設置に関する件についておはかりいたします。

理事各位と協議の結果、文化財保護に関する調査のため、小委員十一名よりなる文化財保護に関する小委員会を設置したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**床次委員長** 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきまして、先例によりまして委員長より指名いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**床次委員長** 御異議なしと認め、小委員に

久保田藤磨君 河野洋平君
竹下 登君 中村庸一郎君
三ツ林弥太郎君 八木徹雄君
小林信一君 齊藤正男君
長谷川正三君 鈴木 一君
山田太郎君

以上十名の方々を指名いたします。

なお、小委員長には中村庸一郎君を指名いたします。

次に、小委員及び小委員長の辞任の許可、小委員に欠員を生じた際の補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**床次委員長** 御異議なしと認め、さよう決しました。

○**床次委員長** この際、連合審査会開会の件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審査中の日本学術振興会法案につきまして、本日、科学技術振興対策

特別委員会より連合審査会開会の申し入れがありました。この申し入れを受諾し、連合審査会を開会することになったと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**床次委員長** 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、開会の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**床次委員長** 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、明後七日、金曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局